

忠岡町地域防災計画

平成 27 年修正

忠岡町防災会議

目 次

第1編	総則	1
第1節	目的等	2
第1	計画の目的	2
第2	計画の構成	2
第3	災害想定	2
第2節	本町の概要	3
第1	位置及び面積	3
第2	地勢	3
第3	気象	3
第4	人口	3
第5	都市構造	3
第3節	防災の基本方針	4
第4節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	5
第1	忠岡町（各行政委員会を含む）	5
第2	大阪府	7
第3	大阪府警察（泉大津警察署）	7
第4	指定地方行政機関	7
第5	自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）	8
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関	8
第7	その他防災上重要な公共的団体	9
第5節	住民・事業者の基本的責務	10
第1	住民の基本的責務	10
第2	事業者の基本的責務	10
第3	住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開	10
第6節	地域防災計画の修正	11

第2編	災害予防対策	12
第1章	防災体制の整備	12
第1節	総合的防災体制の整備	13
第1	中枢組織体制の整備	13
第2	防災中枢機能等の確保、充実	14
第3	防災拠点の整備	14
第4	装備資機材等の備蓄	14
第5	防災訓練の実施	15
第6	広域防災体制の整備	16
第7	人材の育成	16
第8	防災に関する調査研究の推進	17
第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	17
第10	本町被災による行政機能低下等への対策	17
第11	事業者、ボランティアとの連携	17
第2節	情報収集伝達体制の整備	19
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	19
第2	情報収集伝達体制の強化	19
第3	被害情報の収集伝達	20
第4	災害広報体制の整備	20
第3節	消火・救助・救急体制の整備	22
第1	火災予防対策	22
第2	消防力の充実	23
第4節	災害時医療体制の整備	25
第1	災害医療の基本的な考え方	25
第2	医療情報の収集伝達体制の整備	26
第3	現地医療体制の整備	26
第4	後方医療体制の整備	26
第5	医薬品等の確保体制の整備	27
第6	患者等搬送体制の確立	28
第7	個別疾病対策	28
第8	関係機関医療協力体制の確立	28
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	28

第5節	緊急輸送体制の整備	29
第1	陸上輸送体制の整備	29
第2	航空輸送体制の整備	29
第3	水上輸送体制の整備	30
第4	輸送手段の確保	30
第5	交通規制・管理体制の整備	30
第6節	避難受入れ体制の整備	31
第1	避難場所、避難路の指定	31
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	32
第3	避難所の指定、整備	32
第4	避難誘導體制の整備	34
第5	広域避難体制の整備	34
第6	被災建築物及び被災宅地応急危険度判定体制の整備	35
第7	応急仮設住宅等の事前準備	35
第8	罹災証明書が発行体制の整備	35
第7節	緊急物資確保体制の整備	36
第1	給水体制の整備	36
第2	食料・生活必需品の確保	36
第8節	ライフライン確保体制の整備	39
第1	上水道	39
第2	下水道	39
第3	電力（関西電力株式会社岸和田営業所）	40
第4	ガス（大阪ガス株式会社導管事業部）	41
第5	電気通信 （西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））	42
第6	住民への広報	43
第9節	交通確保体制の準備	44
第1	鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）	44
第2	道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、 阪神高速道路株式会社）	44
第3	港湾施設、漁港施設（大阪府）	44
第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	45

第1	障がい者・高齢者に対する支援体制整備	45
第2	社会福祉施設の取組み	47
第3	福祉避難所の指定	48
第4	外国人に対する支援体制整備	48
第5	その他の要配慮者に対する配慮	48
第1 1 節	帰宅困難者支援体制の整備	49
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	49
第2	駅周辺における滞留者の対策	49
第2章	地域防災力の向上	50
第1 節	防災意識の高揚	51
第1	防災知識の普及啓発	51
第2	防災教育	52
第3	災害教訓の伝承	53
第2 節	自主防災体制の整備	54
第1	地区防災計画の策定等	54
第2	自主防災組織の育成	54
第3	事業者による自主防災体制の整備	55
第4	救助活動の支援	56
第3 節	ボランティアの活動環境の整備	57
第1	受入れ窓口の整備	57
第2	事前登録	57
第3	人材の育成	57
第4	受入れ及び活動拠点の整備	57
第4 節	企業防災の促進	58
第3章	災害に強いまちづくり（災害予防対策の推進）	59
第1 節	都市の防災機能の強化	60
第1	防災空間の整備	60
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	61
第3	木造密集市街地の整備促進	61
第4	建築物の安全性に関する指導等	62

第5	文化財対策	62
第6	ライフライン施設災害予防対策	62
第7	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	65
第2節	地震災害予防対策の推進	66
第1	地震災害対策の基本的な考え方	66
第2	大規模地震の被害想定（平成18年度公表）	66
第3	大規模地震の被害想定（平成25年度公表）	69
第4	建築物の耐震対策等の促進	72
第5	土木構造物の耐震対策等の推進	73
第6	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	74
第3節	津波災害予防対策の推進	75
第1	想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	75
第2	ハード・ソフトを組み合わせた「多重防ぎよ」による津波防災 地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）	75
第3	津波から「逃げる」ための総合的な対策	76
第4節	水害予防対策の推進	79
第1	洪水対策	79
第2	高潮対策	80
第3	水害減災対策	80
第4	下水道の整備	82
第5	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	82
第5節	風害予防対策の推進	83
第1	家屋・工作物対策	83
第6節	危険物等災害予防対策の推進	84
第1	危険物災害予防対策	84
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	84
第3	毒物劇物災害予防対策	85
第4	放射線災害予防対策	85
第5	指定可燃物に対する予防対策	85
第7節	火災予防対策の推進	88
第1	建築物等の火災予防	88

第3編	災害応急対策	90
第1章	活動体制の確立	90
第1節	組織動員	91
第1	組織体制	91
第2	動員配備体制	96
第2節	自衛隊の災害派遣	98
第1	派遣要請	98
第2	派遣部隊の受入れ	98
第3	派遣部隊の撤収要請	99
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	100
第1	応援の要求等	100
第2	職員の派遣要請	101
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	102
第4	広域応援等の受入れ	102
第5	近隣市町村への支援	102
第4節	災害緊急事態	103
第2章	情報収集伝達・警戒活動	104
第1節	警戒期の情報伝達	105
第1	気象予警報の伝達	105
第2	津波警報・注意報の伝達	111
第3	住民への周知	116
第2節	警戒活動	122
第1	気象観測情報の収集伝達	122
第2	水防警報および洪水予報等	125
第3	水防活動	126
第4	異常現象発見時の通報	127
第5	ライフライン・交通等警戒活動	128
第6	港湾警戒活動	129
第7	流木防止活動	130

第3節	津波警戒活動	131
第1	避難対策等	131
第2	水防活動	132
第3	ライフライン・放送事業者の活動	132
第4	交通対策	133
第5	流木防止活動	134
第4節	発災直後の情報収集伝達	135
第1	情報収集伝達	135
第2	防災関係機関の情報収集伝達	136
第3	通信手段の確保	136
第5節	災害広報	138
第1	災害広報	138
第2	報道機関との連携	139
第3	広聴活動の実施	140
第3章	消火、救助、救急、医療救護	141
第1節	消火・救助・救急活動	142
第1	忠岡町	142
第2	大阪府	143
第3	大阪府警察	143
第4	第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)	143
第5	各機関による連絡会議等への協力	143
第6	消防団	144
第7	自主防災組織	144
第8	惨事ストレス対策	144
第2節	医療救護活動	145
第1	医療情報の収集・提供活動	145
第2	現地医療対策	145
第3	後方医療対策	147
第4	医薬品等の確保・供給活動	148
第5	個別疾病対策	149

第4章	避難行動	150
第1節	避難誘導	151
第1	避難指示、避難勧告、避難準備情報	151
第2	洪水、高潮による避難準備の指示	152
第3	住民への周知	153
第4	避難者の誘導等	153
第5	警戒区域の設定	154
第2節	避難所の開設・運営	155
第1	避難所の開設	155
第2	避難所の管理・運営	156
第3	避難所の早期解消のための取組み等	157
第4	避難所の閉鎖	157
第3節	避難行動要支援者への支援	158
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	158
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	158
第4節	広域一時滞在	160
第5章	交通対策、緊急輸送活動	161
第1節	交通規制・緊急輸送活動	162
第1	陸上輸送	162
第2	水上輸送	165
第3	航空輸送	165
第2節	交通の維持復旧	166
第1	交通の安全確保	166
第2	交通の機能確保	167
第6章	二次災害防止、ライフライン確保	168
第1節	公共施設応急対策	169
第1	公共土木施設等	169
第2	公共建築物等	170
第3	応急工事	170

第2節	民間建築物等応急対策	171
第1	民間建築物等	171
第2	危険物等 (危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設)	171
第3	放射性物質	171
第4	文化財	172
第3節	ライフライン・放送の確保	173
第1	被害状況の報告	173
第2	ライフライン事業者における対応	173
第3	放送事業者における対応(日本放送協会、民間放送事業者)	176
第4節	農林水産等関係応急対策	177
第1	農業用施設	177
第2	漁港施設	177
第3	農作物	177
第7章	被災者の生活支援	178
第1節	オペレーション体制	179
第2節	住民等からの問い合わせ	179
第3節	災害救助法の適用	180
第1	災害救助法の適用基準	180
第2	災害救助法の適用手続き	180
第3	救助の種類	181
第4	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	181
第4節	緊急物資の供給	186
第1	給水活動	186
第2	食料の供給	187
第3	生活必需品の供給	188
第5節	住宅の応急確保	189
第1	被災住宅の応急修理	189
第2	住居障害物の除去	189

第3	応急仮設住宅の建設	189
第4	応急仮設住宅の運営管理	190
第5	公共住宅への一時入居	190
第6	住宅に関する相談窓口の設置等	190
第6節	応急教育	191
第1	教育施設の応急整備	191
第2	応急教育体制の確立	191
第3	就学援助等	191
第4	応急保育	192
第7節	自発的支援の受入れ	193
第1	ボランティアの受入れ	193
第2	義援金品の受付・配分	193
第3	海外からの支援の受入れ	194
第8章	社会環境の確保	195
第1節	保健衛生活動	196
第1	防疫活動	196
第2	被災者の健康維持活動	196
第3	動物保護等の実施	197
第2節	廃棄物の処理	198
第1	し尿処理	198
第2	ごみ処理	198
第3	災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	198
第3節	遺体の処理、火葬等	200
第1	遺体の処理及び火葬	200
第2	応援要請	201
第4節	社会秩序の維持	202
第1	住民への呼びかけ	202
第2	警備活動の強化	202
第3	物価の安定及び物資の安定供給	202

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応	203
第1章 総則	203
第1 目的	204
第2 基本方針	204
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	205
第1 東海地震注意情報の伝達	205
第2 警戒態勢の準備	205
第3章 警戒宣言が発せられたときの対応措置	206
第1 東海地震予知情報等の伝達	206
第2 警戒態勢の確立	207
第3 住民等に対する広報	209
事故等災害応急対策	211
第1節 海上災害応急対策	212
第1 通報連絡体制	212
第2 事故発生時における応急措置	213
第3 事故対策連絡調整本部の設置	214
第2節 鉄道災害応急対策	216
第1 情報収集伝達体制	216
第2 鉄道事業者の災害応急対策	216
第3節 道路災害応急対策	218
第1 情報収集伝達体制	218
第2 道路管理者の災害応急対策	218
第4節 危険物等災害応急対策	220
第1 危険物災害応急対策	220
第2 高圧ガス災害応急対策	221

第3	火薬類災害応急対策	222
第4	毒薬劇物災害応急対策	223
第5	管理化学物質災害応急対策	224
第5節	高層建築物、市街地災害応急対策	226
第1	通報連絡体制	226
第2	火災の警戒	226
第3	本町	227
第4	大阪ガス株式会社	228
第5	高層建築物等の管理者等	228
第6節	その他災害応急対策	229

第4編 災害復旧・復興対策	230
第1章 災害復旧対策	230
第1節 復旧事業の推進	231
第1 被害の調査	231
第2 公共施設等の復旧	231
第3 激甚災害の指定	233
第4 激甚災害指定による財政援助措置	233
第5 特定大規模災害	233
第2節 被災者の生活確保	234
第1 災害弔慰金等の支給	234
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	235
第3 罹災証明書の交付等	235
第4 住宅の確保等	235
第5 被災者生活再建支援金	236
第6 本町によるその他の金融措置	238
第7 流通機能の回復	238
第3節 中小企業の復旧支援	239
第1 府の措置	239
第2 資金の融資	239
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	240
第1 府の措置	240
第2 資金の融資	240
第5節 ライフライン等の復旧	241
第2章 災害復興対策	244
第1節 復興に向けた基本的な考え方	245
第2節 本町における復興に向けた取組み	246
第1 復興対策本部の設置	246
第2 基本方針の決定	246

第3	復興計画の策定	-----	246
第4	復興計画策定の方向	-----	246

第1編 総則

第1節 目的等

第1 計画の目的

【資9(1)】

忠岡町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、本町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、本町、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、本町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、町域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

第3 災害想定

この計画においては、本町の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 海上災害
- 5 鉄道災害
- 6 道路災害
- 7 危険物等災害
- 8 高層建築物及び市街地災害
- 9 竜巻災害

第2節 本町の概要

第1 位置及び面積

本町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する平坦部に位置し、大阪府の中心部から約20kmの距離にあり、北東部は大津川・牛滝川を境にして泉大津市と和泉市に、南西部は岸和田市に隣接し、面積は4.03km²である。

役場の緯度及び経度は、次のとおりである

- ・北緯 34° 29′ 13″
- ・東経 135° 24′ 04″

第2 地勢

本町は、東西約4km、南北約1kmと東西に長い地形となっており、面積は狭隘であり、ほぼ平坦な本町域は、全域が市街化区域となっている。

第3 気象

本町の気象は、瀬戸内海気候区に属し、平均気温は17℃前後、最高35℃前後、最低マイナス3℃前後で、氷点下になることは少ない。

年間降水量は、1,100mm前後で温暖・小雨の気候である。

第4 人口

本町の人口は、第2次世界大戦後、大津川沿いに進出した繊維工業の発達とともに増加を続け、平成22年10月の国勢調査では18,149人となり、以降横ばい又は減少傾向に転じている。

第5 都市構造

主要道路として、南北広域軸は、「阪神高速大阪湾岸線」「府道大阪臨海線」「府道堺阪南線」「国道26号」があり、東西方向には、「町道中央線」と「町道新浜1号線」、「府道田治米忠岡線」と「町道本通り線」の2軸がある。

鉄道については、本町域のほぼ中央を南北方向に南海本線、東部をJR阪和線が通っている。

臨海部は、埋め立てにより、漁港、物流や金属工業、木材工業などの多様な事業所、ごみ焼却場、下水処理施設、緑地などがある。

第3節 防災の基本方針

本町において、防災は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。本町では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、町域における災害対策を進めてきた。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、町民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防ぎよの考え方を基本とする。

災害応急対策段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を基本方針として、本町域における災害対策を進めることとする。

第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、本町域の災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務及び事業について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに町域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

また、住民及び事業者は、自らの命は自ら守るという防災の基本に立ち、日頃から自主的に災害に備えるとともに、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

第1 忠岡町（各行政委員会を含む）

1 災害予防対策

- (1) 忠岡町防災会議の事務及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること
- (3) 災害通信伝達体制の整備に関すること
- (4) 消防活動及び水防活動の実施に関すること
- (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に関する物資及び資機材の整備に関すること
- (7) 防災に関する知識の普及、意識の向上及び訓練に関すること
- (8) 所管公共施設の災害予防措置に関すること
- (9) その他忠岡町防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報収集、伝達及び被害情報に関すること
- (2) 火災警報の発令及び災害予警報等の伝達に関すること
- (3) 消防、水防等の災害応急措置及び被害拡大防止措置に関すること
- (4) 避難勧告、指示及び避難措置に関すること
- (5) 被災者の救護、救助、医療、財産及びその保護に関すること
- (6) 被災児童、生徒等の応急教育等の実施に関すること
- (7) 災害時の清掃・防疫その他保健衛生等の応急措置に関すること
- (8) 緊急輸送の確保及び障害物の除去等に関すること
- (9) 所管公共施設の災害応急措置に関すること
- (10) その他忠岡町防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること

3 災害復旧対策

- (1) 災害救助法に関する事
- (2) 所管公共施設の災害応急復旧に関する事
- (3) 災害応急復旧資機材の確保及び物価の安定に関する事
- (4) 被災者に対する融資等の対策に関する事
- (5) その他忠岡町防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事

第2 大阪府

1 大阪府鳳土木事務所

- (1) 災害予防対策及び災害応急対策等に係る本町及び関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 大阪府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること
- (3) 水防活動及び気象予警報等の伝達に関すること

2 大阪府和泉保健所

- (1) 保健衛生に関すること
- (2) 災害時における医療救護活動に関すること
- (3) 大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合の地域災害医療本部の設置に関すること

3 大阪府港湾局阪南港湾事務所

- (1) 大阪府の管理する港湾施設及び海岸保全施設の防災対策及び復旧対策に関すること

4 南部流域下水道事務所

- (1) 大阪府の管理する流域下水道施設の防災対策及び復旧対策に関すること

5 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- (1) 農地、ため池に関する水防対策に関すること

第3 大阪府警察（泉大津警察署）

- (1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- (3) 交通規制・管制に関すること
- (4) 広域応援等の要請・受け入れに関すること
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- (6) 犯罪の予防、取り締まり、その他治安の維持に関すること
- (7) 災害資機材の整備に関すること

第4 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪地域センター

- (1) 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

2 第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

- (2) 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関する事
- (3) 海難救助体制の整備に関する事
- (4) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- (5) 海上交通の制限、海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事

3 近畿地方整備局 大阪国道事務所

- (1) 国道施設の災害予防、災害応急対策及び復旧対策に関する事
- (2) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事

第5 自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）

- (1) 本町及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援及び協力に関する事

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 南海電気鉄道(株)

- (1) 鉄道施設の災害予防、安全輸送の確保、災害応急対策及び災害復旧に関する事
- (2) 災害時の緊急輸送対策及び鉄道通信の利用に関する事

2 西日本旅客鉄道(株)

- (1) 鉄道施設の災害予防、安全輸送の確保、災害応急対策及び災害復旧に関する事
- (2) 災害時の緊急輸送対策及び鉄道通信の利用に関する事

3 西日本電信電話株式会社等

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- (4) 災害時の重要通信確保に関する事
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- (6) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

4 日本赤十字社大阪府支部

- (1) 災害医療体制の整備に関する事
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- (3) 災害時における医療助産等救護活動に関する事
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
- (6) 救援物資の備蓄に関する事

5 大阪ガス(株)導管事業部

- (1) ガス施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止、ガスの供給確保に関すること

6 関西電力(株)岸和田営業所

- (1) 電力施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

7 日本通運(株)

- (1) 災害時におけるトラックによる緊急物資、復旧資機材等の輸送協力に関する
こと

第7 その他防災上重要な公共的団体

1 泉大津市医師会

- (1) 災害時における医療救護、負傷者に対する医療活動に関すること

2 本町の各地区自主防災組織

- (1) 地震直後の地域における、初期消火、被災者の救出、けが人の救護等に関する
こと

第5節 住民・事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが、防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、大阪府、本町等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させるため、その実践を促進する府民運動を展開しなければならない。

第6節 地域防災計画の修正

【資9(1)】

この地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、効果的な計画の整備を図る。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

なお、本町及び防災関係機関等は、計画の遂行にあたって責務を十分に果たせるよう、平常時から本計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努め、住民への周知を図るとともに、計画の進捗状況を把握し、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

本町及び防災関係機関は、平常時から組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

【資2(1)】 【資2(2)】 【資9(2)】

1 本町の組織体制の整備

本町は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる中枢的な組織体制の整備及び充実を図る。

(1) 平常時の防災体制

平常時における防災対策は、関係部課長及び防災担当課をもって推進する。

(2) 災害警戒本部を設置するまでの対策

勤務時間外において、災害警戒本部員等が参集するまで、防災担当部課職員により災害情報収集等を行う。

(3) 災害警戒本部

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度4の地震が発生したとき、また、災害発生の恐れがある気象予警報等により通信情報があり、災害の恐れがあるが、時間、規模など予測困難なとき、小規模の災害が発生したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

（組織）

本部長：町長

副本部長：教育長、町長公室長、産業まちづくり部長

本部員：各部長、部長級の職員

(4) 災害対策本部

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度5弱以上の地震が発生したとき、また、中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、避難救援応急復旧等が円滑迅速に行えるよう町の全力をあげて、防災対策に取り組むため設置する。

（組織）

本部長：町長

副本部長：教育長、町長公室長、産業まちづくり部長

本部員：各部長、部長級の職員

2 動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

本町は、災害発生時に速やかに防災対策体制がとれるよう防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

本町は、災害対策本部室に役場庁舎5階の特別会議室を活用し、防災中枢機能の強化に努める。また、代替施設については、忠岡町文化会館又は消防署を選定し、バックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

2 災害対策本部等用備蓄

災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料等を備蓄する。

第3 防災拠点の整備

大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

本町域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

災害活動拠点	町役場、現地災害対策本部
物資輸送拠点	救援物資集積場所（町役場防災倉庫）、 臨時ヘリポート
医療活動拠点	岸和田市民病院 医療法人穂仁会聖祐病院
避難拠点	各指定避難場所
物資備蓄拠点	町役場（防災用倉庫）
応援部隊の受入拠点	新浜緑地 町民運動場

第4 装備資機材等の備蓄

【資4(1)】

応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技

術者等の確保体制の整備に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災訓練の実施

本町、大阪府及び消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施するよう努める。

1 総合的防災訓練の実施

本町及び大阪府は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練の実施に努める。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図るよう努める。

2 個別訓練の実施

(1) 組織動員通信訓練

災害時における職員の初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達、連絡体制、非常参集等について訓練の実施に努める。

(2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報等の伝達等について訓練する。

(3) 消防訓練

火災の防ぎよと避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する。

(4) 避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に一時避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、避難行動要支援者(孤立者、負傷者、高齢者及び障がい者等)の避難誘導や介助方法等について実施する。

(5) 自主防災組織の自主訓練の指導

自主防災組織の災害時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施について指導を行い、訓練に際しては、消防職員等指導者を派遣する。

第6 広域防災体制の整備

【資4(3)】【資10】

本町、大阪府、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害も視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

本町及び大阪府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携、受入れ体制の整備を図る。

2 その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第7 人材の育成

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し、防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配布

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各防災機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

本町は、消防職員、消防団員の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

第8 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、継続的な調査研究の実施に努める。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 本町被災による行政機能の低下等への対策

本町及び大阪府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

ア 被災者支援システムの導入

本町は、被災者支援システムの導入に努める。

イ 市町村における業務継続の体制整備

本町は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

ウ 相互応援体制の強化

本町は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第11 事業者、ボランティアとの連携

【資10】

本町及び大阪府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に本町が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消

に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

なお、本町は平成25年4月、忠岡町社会福祉協議会との間で、災害時のボランティアセンターの設置及び運営について、連携、協力すること等を定めた協定を締結している。

第2節 情報収集伝達体制の整備

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、本町は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と本町防災行政無線とを接続しており、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

【資2(4)】【資3(3)】【資3(4)】【資3(5)】【資9(3)】【資 様式_防災行政無線依頼書】

本町、大阪府及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府及び防災関係機関と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

被災者等への情報伝達手段として、本町では整備済みの防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）を活用するとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 本町防災行政無線の整備充実
- (2) 消防無線の整備充実
- (3) MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した情報伝達体制の整備

2 整備項目

- (1) 移動系携帯型、車載型無線機

第2 情報収集伝達体制の強化

【資3(1)】

本町、大阪府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど情報収集伝達体制の強化に努める。

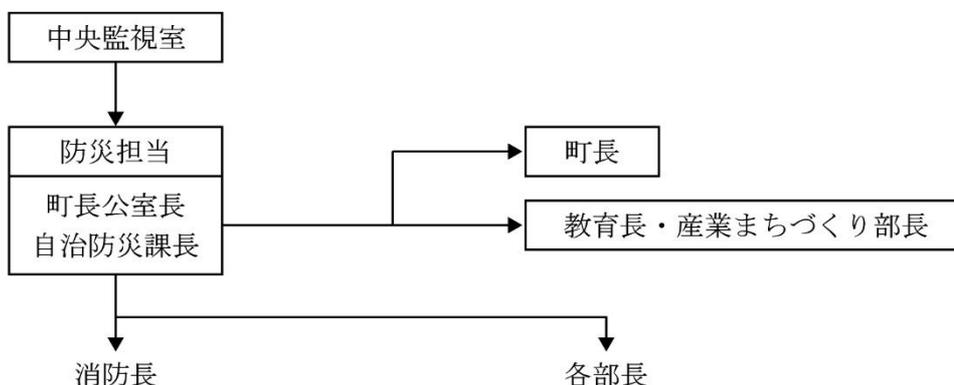
また、24時間情報収集伝達可能な体制とする。

1 収集・伝達体制

災害の発生に備え、収集伝達窓口を明確化し、職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるなど、24時間連絡が可能な体制に万全を期す。

なお、勤務時間外における伝達体制は、下図の通りである。

〔勤務時間外における伝達体制〕



第3 被害情報の収集伝達

【資3(2)】

本町は、災害が発生したときは、関係機関と相互連携を保ちつつ、被害状況等を的確に収集し、必要な関係機関に速やかに伝達する。

第4 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報及び被災者に対する生活情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、国・大阪府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

- (1) 災害広報責任者の選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
 - ア 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 要配慮者を考慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 民間報道機関との協力体制の確保

本町からの災害情報等をそれぞれが持つ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供を行えるよう、報道機関と連携協力した広報体制の確保に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう体制を整備する。

4 本町以外の市町村に避難する住民への情報提供

本町、大阪府及び防災関係機関は、本町以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

本町、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

本町及び大阪府は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、本町及び大阪府は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

学校、病院、工場、事業所等の防火対象物の位置、構造、設備等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任された防火管理者に対し、防火対象物にかかる消防計画の作成、自衛消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理その他防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

4 一般家庭防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

火災予防広報活動を積極的に推進し、また、各地区の自主防災組織の防災訓練等を通じ、地震発生時の火気使用設備、器具の取り扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止について徹底するとともに、火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2 消防力の充実

【資6(1)】 【資6(2)】 【資6(3)】 【資6(4)】

1 消防施設等の強化

「消防力の整備指針」（平成26年10月31日消防庁告示第28号）に基づき、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の拡充・強化を図る。

- (1) 化学消防車及びはしご付消防自動車等の整備を図るとともに、それらの自動車運行上の要員及び警防上必要とする人員の確保を図る。
- (2) 消防本部、消防自動車相互連絡用無線連絡装置の装備・強化を図る。
- (3) 大阪府防災行政無線の端末機等により、大阪府及び関係機関との連絡体制を強化する。
- (4) 消防自動車等の性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、災害時の即応体制を確立する。

2 消防水利の確保

市街地等の地域別及び用途別並びに気象条件に応じ、また、建築物の容積率を考慮して、消防水利の拡充・強化を図る。

- (1) 消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- (3) 消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の充実に努める。
- (4) 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）等との連携を強化する。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備を図る。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

- (1) 体制整備
若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、事業所の従業員に対する入団促進などにより組織強化に努める。
- (2) 消防施設、装備の強化
ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。
- (3) 消防団員の教育訓練
消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。
- (4) 津波発生時の消防団員の安全確保対策
津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行

動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織等の育成と連携強化

自主防災組織等の民間防災組織を育成・強化し、その活動を通じて防災知識の普及を図るとともに、防火思想の啓発に努め、地域の協力体制と連帯意識の高揚を図る。

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

5 広域消防応援体制等の整備

火災が拡大したとき又はその他地震等大規模な災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携強化を図る。

(1) 航空消防応援協定(大阪市)

消防用航空機による災害防ぎよの応援を要請する。

(2) 大阪府下広域消防相互応援協定(府下市町村)

府下における大規模災害等の相互応援

(3) 大阪府南ブロック消防相互応援協定(忠岡町、岸和田市、泉大津市、和泉市、貝塚市、堺市消防局、泉州南消防組合)

火災、水災、船舶その他災害の相互応援

(4) 船舶火災の消火に関する業務協定(大阪海上保安監部)

海上における船舶火災等の消火活動を円滑に実施する。

(5) 関西国際空港消防相互応援協定(忠岡町、大阪市、岸和田市、泉大津市、和泉市、貝塚市、堺市消防局、泉州南消防組合及び関西国際空港株式会社)

航空機に関する消防・救難活動の相互応援

6 本町消防の広域化

本町は、消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、大阪府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、近隣市町村と協力して、広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

7 連携体制の整備

本町は、大阪府、泉大津警察署、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)、自衛隊と連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機材の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

本町は、災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的な考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当、あるいは一次医療を医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地救急活動

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現地救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所(応急救護所)で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所(医療救護所)で主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」として位置付け、医療救護班、物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(3) 大阪府和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合であり、町単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含む)すべての医療機関で実施する。

(1) 被害が甚大であればあるほど、医療機関は、後方医療活動を優先し、活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また、重症患者であれば可能な限り(本町域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集伝達体制の整備

【資10】

本町は、大阪府、医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整については、本町災害対策本部が窓口となり、情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を別途定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも、災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報収集員を指名する。

2 その他

- (1) 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

本町、大阪府及び医療関係機関は、救護所において、応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目、職種別に医療救護班を構成する。

2 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、あらかじめ計画する。

3 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

4 救護所の設置

本町は、救護所の設置場所・基準・運営方法を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

第4 後方医療体制の整備

【資10】

本町は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため、後方医療体制について、大阪府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力する。

1 災害医療機関の整備

本町の医療救護活動の拠点施設として、岸和田市民病院及び医療法人穂仁会聖祐病院を忠岡町災害医療センターとして位置づけるとともに、大阪府が後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点として設定する下記の医療機関との連携を推進する。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

【病院名】 大阪府立急性期・総合医療センター

イ 地域災害拠点病院

24時間緊急対応による災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整、応急用医療資機材の貸出し等の支援を行う。

【付近病院名】 市立堺病院、りんくう総合医療センター、
大阪府泉州救命救急センター

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾病、消化器疾病、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門医療を必要とする特定の疾病対策の拠点としての活動を行う。

【病院名】 大阪府立成人病センター、大阪府立精神医療センター、大阪府立呼吸器アレルギー医療センター、大阪府立母子保健総合医療センター

(3) 忠岡町災害医療センター

本町の医療拠点としての患者の受入れ、災害拠点病院等と連携した患者受入れにかかる地域の医療機関間の調整を行う。

【病院名】 岸和田市民病院、医療法人穂仁会聖祐病院

(4) 災害医療協力病院等

災害拠点病院、忠岡町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

なお、本町の医療機関は、資料編「町内医療機関一覧表」に示すとおりである。

2 病院防災対策マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ、病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

本町及び大阪府は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品等の備蓄及び調達

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、計画的に備蓄を行うとともに、泉大津市医師会等の協力を得て、調達体制を整備する。

2 医薬品等の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第6 患者等搬送体制の確立

本町は、大阪府と協力しながら、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関に患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段等について、予め泉大津市医師会等と協議を行い、その体制を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

本町及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関医療協力体制の確立

【資5(1)】

和泉保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

【資5(1)】

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。また、本町、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

本町、大阪府その他の防災関係機関は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

大阪府、泉大津警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（大阪府選定）〔国道26号、大阪臨海線〕

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

ウ 市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路

広域緊急交通路と災害用臨時ヘリポート、忠岡町災害医療センター、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路

2 緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3 災害時の応急点検体制の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

本町、大阪府、泉大津警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

【資10】

本町は、陸上輸送が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。

(災害時用臨時ヘリポートの選定状況)

忠岡町民運動場、忠岡町民第2運動場、大津川河川公園

第3 水上輸送体制の整備

【資10】

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として、水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。

第4 輸送手段の確保

【資10】 【資 様式__緊急通行車両関係様式】

本町は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、震災時における運用の手順を整備する。

1 車両、船舶などの把握

本町は、緊急時において確保できる車両、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

本町、大阪府その他の防災関係機関(指定公共機関、指定地方公共機関を含む。)は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

本町は、輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努める。

第5 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法第四十六条の規定により通行の禁止又は制限を行う。また、道路交通法の規定により警察官が行う規制誘導活動と調整をおこなう。

第6節 避難受入れ体制の整備

本町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

さらに、本町及び大阪府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

【資8(1)】【資8(2)】

本町は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、本町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人当たり概ね1m²以上の避難有効面積を確保できること。

イ 延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

本町における広域避難場所は、近隣市と協議し、近隣市に求めるようにする。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）。

(3) 避難路

広域避難場所に通じる避難路をあらかじめ指定する。

ア 原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は幅員10m以上の緑道を選定する。ただし、本町の実情に応じて、町道等上記基準を満たさない道路についても必要であると認められる場合には、避難路として指定するものとする。

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）。

ウ 落下物、倒壊物による危険など、避難の障害の恐れが少ないこと。

エ 消防水利の確保が比較的容易なこと。

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべりに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、図記号等を利用した府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1 m²以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

本町は、関係機関と協力し、一時避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入路の整備

2 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の維持
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の指定、整備

本町は、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により、避難を必要とする住民を、臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。

1 避難所の指定

指定避難所は、地域に応じて以下の基準に沿った指定を行い、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、要配慮者等に配慮した福祉的整備を図る。

- (1) 文化会館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配

慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

- (2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

2 避難所の管理運営体制の整備

本町は、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

3 避難所の福祉的整備

災害時に、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により、施設の福祉的整備を図る。

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 施設内に要配慮者を考慮した便所を設置するよう努める。
- (3) 避難所生活において、支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

4 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

福祉避難所の開設・運営に関する協定を締結した民間事業所を、要配慮者等が相談等の必要な生活支援が受けられる福祉避難所として選定する。

第4 避難誘導體制の整備

1 本町

- (1) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。
- (2) 地域特性を考慮した、避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者等の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう、自主防災組織、自治振興協議会など、地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 民生・児童委員と連携し、福祉サービスを利用している避難行動要支援者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (4) 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要配慮者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (5) 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、本町は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と本町間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、本町、大阪府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

本町及び大阪府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 被災建築物及び被災宅地応急危険度判定体制の整備

本町は、余震等に伴う二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する体制を整備するとともに、建築物及び宅地の危険度を応急的に判定する技術者の派遣等に関し、大阪府等と必要な調整をおこなう。

1 受入態勢の整備

応急危険度判定に必要な判定マニュアル等の資料や、資機材等を準備するなど、判定士の受入体制の整備を図る。

2 実施体制の整備

大地震が発生した際、大阪府に対し応急危険度判定の応援要請をおこなう資料を予め準備をしておくとともに、通信手段が寸断される大地震を想定し、大阪府と協定している建築関係4団体と協力し、本町及びその周辺に居住する判定士の実施本部への自動参集について、必要な調整を行う。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

本町及び大阪府は、あらかじめ公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

【資 様式_罹災証明願】

本町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

本町及び大阪府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備するものとする。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄する。

第1 給水体制の整備

本町は、大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後3日間は、1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は、順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

- 1 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び連絡管の設置、安心給水栓の設置等）
- 2 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- 3 災害用備蓄水等の備蓄
- 4 応急給水マニュアルの整備
- 5 相互応援体制の整備
迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府、府内市町村及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。
- 6 井戸水による生活用水の確保
災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

【資4(1)】 【資4(2)】 【資9(6)】

本町は、大阪府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

- 1 重要物資の備蓄
災害発生後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定に基づき算定された、備蓄目標量の段階的な確保に努める。

- (1) アルファ化米等
本町及び大阪府は、避難所生活者数の1食分をそれぞれ備蓄する。
- (2) 高齢者用食
本町及び大阪府は、避難所生活者数（要援護高齢者等）の1食分をそれぞれ備蓄する。
- (3) 粉ミルク
本町及び大阪府は、避難所生活者数（乳児）の1日分以上をそれぞれ備蓄する。
- (4) 哺乳ビン
本町は、避難所生活者数（乳児）分を備蓄する。大阪府は、予備分を備蓄する。
- (5) 毛布
本町は、避難所生活者数のうち、子ども、高齢者等分を、大阪府はその他の避難者の必要量をそれぞれ備蓄する。
- (6) おむつ
本町及び大阪府は、避難所生活者数（乳児）の1日分（5個／日）をそれぞれ備蓄する。
- (7) 生理用品
本町及び大阪府は、避難所生活者数（女性）の1日分（5個／日）をそれぞれ備蓄する。
- (8) 仮設トイレ
本町は、避難所生活者数100人に1基（ボックス型）を備蓄、大阪府は組立式を500人に1基備蓄、調達する仮設便所を含めて、100人に1基を確保する。

（注）備蓄目標量：上記の考え方にに基づき、本町の備蓄目標量を下記のとおり定める。（平成27年1月1日現在）

物資名	目標量の考え方	目標量	現保有量
アルファ化米等	避難所生活者の1食分	5,102食	2,560食
高齢者用食	避難所生活者（要援護高齢者等）の1食分 人口比4%で算出	205食	100食
粉ミルク （150g/人・日）	避難所生活者数（乳児）1日分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	8,036g	1,950g
哺乳ビン	避難所生活者数（乳児）分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	54本	20本
毛布	避難所生活者のうち災害時要援護者 （子ども、高齢者等） 人口比30%で算出	1,531枚	400枚
おむつ	避難所生活者数（乳児）の1日分 人口比3%・1日5個で算出	766個	1,152個
生理用品	避難所生活者数（女性）の1日分 人口比65%のうち女性51% 1日5個で算出	8,457個	4,932個
簡易トイレ	避難所生活者100人に1基	52個	638個

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 精米、即席めんなどの主食
- (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水
- (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (4) 被服(肌着類)
- (5) 炊事道具・食器類(なべ、炊飯用具等)
- (6) 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- (7) 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ類)
- (8) 医薬品等(常備薬、救急セット)
- (9) 要援護高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、便所、視覚障がい者用杖、補聴器、点字器等)
- (10) 棺桶、遺体袋等

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

- (1) できる限り、指定避難所又はその周辺での備蓄倉庫の確保に努める。
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備(共同備蓄や相互融通含む。)
- (5) 町内業者との災害時における食料等物資の供給協力に関する協定に基づく確保

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道

【資7】 【資10】

本町は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等により、バックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府、府内市町村及び大阪広域水道企業団と互いに協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。
- (2) 広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道

【資7】

本町は、災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な下水道施設・設備の応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集、連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府及び市町村間の協力応援体制を整備する。

第3 電力(関西電力株式会社岸和田営業所)

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。
- (3) 災害対策車両(発電機車等)を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス(大阪ガス株式会社導管事業部)

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム(地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に構成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や、臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置を行う。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(LPガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、本町の防災訓練への参加とともに、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社(関西総支社))

災害により、電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において、災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応援復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について、計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

(1) 防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ア 災害予報及び警報の伝達
- イ 非常召集
- ウ 災害時における通信疎通確保
- エ 各種災害対策機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 避難及び救護

(2) 必要に応じて、総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について、相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、本町、大阪府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

本町及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について、広報活動を実施し、住民の意識の向上を図る。

- 1 本町及び大阪府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や、非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社岸和田営業所及び大阪ガス株式会社導管事業部は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第1 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設(本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社)

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設(大阪府)

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための体制を整える。また、災害発生後、直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

本町をはじめとする防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 忠岡町災害時避難行動要支援者支援プランの作成

本町は大阪府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成したうえで、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

また、本地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

要支援者は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難すること等の災害時における一連の行動に支援を要する人々で、原則として在宅で暮らす次の者を重点的・優先的に支援プランの対象とする。

- ① 介護保険における要介護認定者（要介護3～5）
- ② 身体障がい者（身体障がい者手帳1・2級）
- ③ 知的障がい児・者（療育手帳A判定）
- ④ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者

また、上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、個別具体的な状況から支援を必要とする者を対象とする。

対象者のうち、忠岡町災害時避難行動要支援登録申請書により申請のあった者を避難行動要支援者名簿に登載する。

3 避難支援等関係者となる者

災害の発生に備え、事前に避難行動要支援者名簿の情報の提供を受ける避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）については、消防機関、警察機関、自治振興協議会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、婦人団体協議会、忠岡町社会福祉協議会等とする。

4 要配慮者の把握

本町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護認定者や、高齢者、障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、本町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新した情報は町及び避難支援等関係者間で共有を図る。

6 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、本町は、事前提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。なお、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- (2) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明する
- (4) 避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所に保管するよう指導する
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先では避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させる

7 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

本町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

本町は、自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

本町は、避難行動要支援者の避難支援にあたって、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。避難支援等関係者の安全確保の措置については、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知する。

9 要支援者に対する支援体制整備

(1) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、本町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(2) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治振興協議会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(3) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治振興協議会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 福祉避難所における体制整備

大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治振興協議会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。

併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を本町や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

本町は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

第4 外国人に対する支援体制整備

本町及び大阪府は、町内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

本町及び大阪府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備

本町において、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者の発生が予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、大阪府、他市町村とも連携し、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、本町は大阪府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (5) これらを確認するための訓練の実施。

第 2 駅周辺における滞留者の対策

飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難場所・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- エ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動

- オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ 避難行動要支援者への支援
- キ 初期消火、救出救護活動
- ク 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) 広報紙、防災ハンドブック等による啓発

台風、洪水、火災、地震などに関する防災意識の普及のための記事を定期的に広報紙等へ掲載するとともに、防災ハンドブック等を各世帯へ配布するほか、ポスターの掲示、広報車による巡回広報等を利用して、防災意識の高揚を図る。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版のパンフレットの作成など、外国人や視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細やかな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による啓発を実施する。

第2 防災教育

【資6(5)】

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用

- オ 防災関係機関との連携
 - カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
 - キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (3) 教職員の研修
教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。
- (4) 学校における防災教育の手引き
「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。
- (5) 校内防災体制の確立
学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。
- 2 消防団等による防災教育
本町及び大阪府は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、町民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

本町及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

本町及び大阪府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、本町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、本町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として本町防災会議に提案するなど、本町と連携して防災活動を行う。

本町は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、本町は、本地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、本町に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

【資2(3)】

本町は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を努める。

さらに、大阪府の協力を得ながら、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌の発行、講習会の開催など)
- イ 災害発生の未然防止のための地域活動(消火器、三角バケツ等の防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)
- ウ 災害発生に備え、地域を知るための活動(障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児など避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)
- エ 災害発生時の活動を習得するための活動(情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など)
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導活動(安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等)
- イ 救出救護活動(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)
- ウ 出火防止・初期消火活動(消火器や可搬式ポンプによる消火など)
- エ 情報伝達活動(地域内の被害情報や避難状況の本町への伝達、救援情報などの住民への周知など)
- オ 給食給水活動(備蓄食糧等による給食、救援物資の運搬、分配)
- カ 避難所の自主的運営

2 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- (3) 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

【資10】

本町及び大阪府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画(BCP)の作成・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発活動(社内報、掲示板の活用など)
- ウ 災害発生への未然防止活動(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)
- エ 災害発生への備え活動(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常用持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)
- オ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など)
- カ 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力)

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認(従業員の家族含む。)、避難誘導、避難行動要支援者への援助など)
- イ 救出救護活動(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- ウ 出火防止・初期消火活動(消火器、屋内(外)消火栓、可搬式ポンプによる消火など)
- エ 情報伝達活動(地域内での被害情報の本町への伝達、救援情報等の周知など)
- オ 地域活動への貢献(地域活動・防災関係機関の行う応急活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など)

2 啓発の方法

本町及び大阪府は、事業者による自主防災体制の整備について、指導、助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成(養成講習会等の開催)
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

本町、泉大津警察署及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が、自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備を図る。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、本町及び大阪府は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、本町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ窓口の整備

忠岡町社会福祉協議会は本町との協定に基づき、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

第2 事前登録

本町は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、大阪府・忠岡町社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の普及に協力する。

第3 人材の育成

- 1 本町と忠岡町社会福祉協議会は、ボランティア活動の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。
- 2 本町は、防災とボランティアの日(1月17日)及び防災とボランティア週間(1月15日～21日)の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等に努める。

第4 受入れ及び活動拠点の整備

本町は、災害時のボランティアに対する活動拠点や情報の提供について、予め計画する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

本町及び大阪府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、大阪府、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)

第1節 都市の防災機能の強化

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努める。

第1 防災空間の整備

本町、大阪府、近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、本町及び大阪府は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

本町は、広域避難場所となる都市公園の整備については、面積要件を満たす施設の確保が困難であるため、広域避難場所については、近隣市と協議し、近隣市に求めるようにする。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）の整備に努める。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の維持管理に努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 多重ネットワークの形成に努める。

(2) 一時避難場所等に通じる避難路となる道路の維持補修に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する公園緑地や街路樹など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 防火地域、準防火地域の指定

都市計画法第8条第1項の規定に基づき、準防火地域の指定などを検討し、建築物の不燃化に努める。

忠岡駅周辺及びシビックセンター区域(近隣商業地域)を準防火地域に指定している。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

本町、大阪府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等)の設置

2 河川における防災機能の強化

(1) 河川防災ステーション・船着場の整備促進

(2) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

4 臨海部における防災機能の強化

(1) 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進

(2) 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点(防災拠点緑地等)の整備促進

5 ため池等農業水利施設の防災機能の強化

(1) ため池耐震対策の推進

(2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

木造住宅等が集積した市街地は、大規模な地震が起これば、火災により甚大な被害が想定されるので、建築物の不燃化と、火災の原因となる建築物の倒壊を防ぐため、耐震化の促進に努める。

1 規制・誘導

(1) 市街地主要部分の不燃化を促進するため、準防火地域を適切に指定する等に

より、市街地の安全性の向上を図る。

- (2) 「忠岡町耐震改修促進計画」に基づく耐震診断等を促進する。

2 各種事業の推進

- (1) 道路事業
- (2) 街路事業
- (3) 公園事業等
- (4) 市街地再開発事業

第4 建築物の安全性に関する指導等

本町及び大阪府は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進し、高齢者、障がい者等の災害時避難行動要支援者に対する安全対策として、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設等の福祉に配慮した改善を要請するなど、都市防災環境の整備を図る。

第5 文化財対策

本町及び大阪府は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 町民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン施設災害予防対策

【資7】

本町及びライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとし、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種被害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。

3 電力(関西電力株式会社岸和田営業所)

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の改修と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス(大阪ガス株式会社導管事業部)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用を促進する。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく、施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設(管路)の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社大阪支店、KDDI株式会社)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備(建物を含む。以下「通信設備等」という。)及びその強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化(防災設計)

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波の恐れがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風の恐れがある地域にある通信設備等について、耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散配置とする。

ウ 主要な通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、加入者系伝送路の信頼度を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保するため都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

【資5(2)】【資10】

本町及び大阪府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理

- (1) 本町は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 本町は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 本町は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 本町は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 本町は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 本町及び大阪府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 本町は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 本町は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 本町は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 本町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 本町は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理

- (1) 本町は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 本町又は大阪府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 本町は、災害廃棄物等の処理に関して、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 地震災害対策の基本的考え方

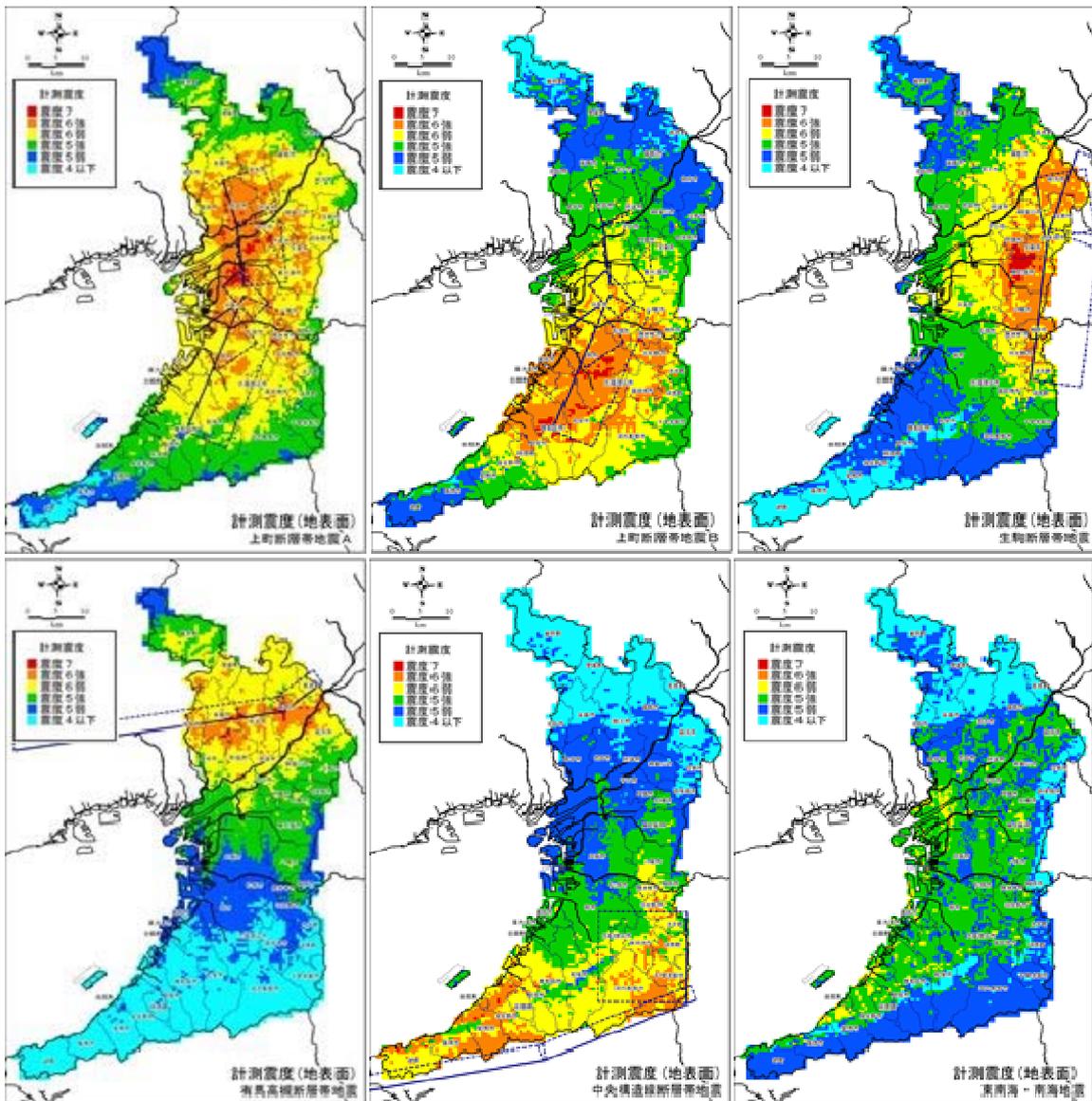
大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、本町、関係機関、事業者、町民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として大阪府が定めた「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を踏まえて、本町の地震防災対策を推進する。

第2 大規模地震の被害想定(平成18年度公表)

【資1】

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

想定地震		上町断層帯 (A)	上町断層帯(B)	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7
		計測震度4~7	計測震度4~7	計測震度4~7
建物全半壊棟数		全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
出火件数 (炎上出火1日夕刻)		538	254	349
死傷者数		死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災者数		2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難所生活者数		814千人	454千人	569千人
ライフライン	停電	200万軒	60万軒	89万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸	142万戸
	電話不通	91万加入者	42万加入者	45万加入者
	水道断水	545万人	372万人	490万人
経済被害	直接被害	11.4兆円	6.9兆円	8.3兆円
	間接被害	8.2兆円	5.2兆円	4.1兆円
	合計	19.6兆円	12.1兆円	12.4兆円

想定地震		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模		マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 7.9~8.6
		計測震度3~7	計測震度3~7	計測震度4~6弱
建物全半壊棟数		全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟
出火件数 (炎上出火1日夕刻)		107	20	9
死傷者数		死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人
罹災者数		743千人	230千人	243千人
避難所生活者数		217千人	67千人	75千人
ライフライン	停電	41万軒	15万軒	8万軒
	ガス供給停止	64万戸	8万戸	—
	電話不通	17万加入者	8万加入者	—
	水道断水	230万人	111万人	78万人
経済被害	直接被害	2.8兆円	1.1兆円	1.4兆円
	間接被害	1.7兆円	1.4兆円	0.1兆円
	合計	4.5兆円	2.5兆円	1.5兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

3 本町内の被害想定

本町における地震被害の想定結果（前提条件⇒冬の夕刻、平日午後6時頃、晴れ、平均風速2.4m/s）

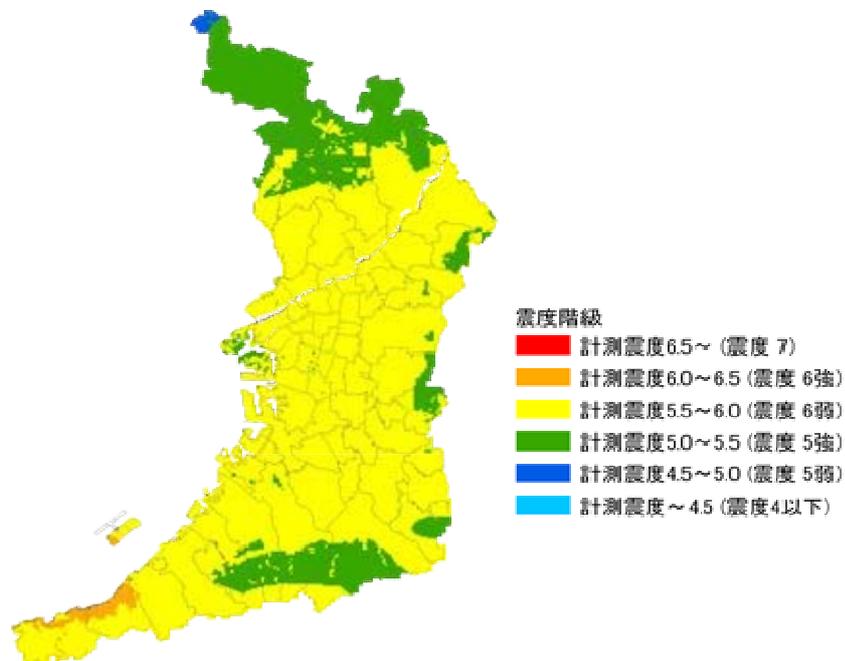
資料一 1 大阪府地域防災計画関連資料集による想定（忠岡町の数値）

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 7.9~8.6	
想定項目	計測震度 6弱~6強	計測震度 5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 995棟 半壊 1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟	
出火件数	1件	0件	0件	0件	0件	
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2回線
死傷者数	死者 8名 負傷者 329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名	
罹災者数	6,534人	3人	0人	499人	422人	
避難所生活者数	1,895人	1人	0人	145人	123人	

資料：大阪府地域防災計画関連資料

第3 大規模地震の被害想定(平成25年度公表)

1 大阪府内の地震動予測



2 大阪府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード(M)	
	9.0～9.1 ----- 計測震度5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数 (炎上出火冬18時)	61	
死傷者数(冬18時)	死者	134千人(津波の早期避難率が低い場合) 9千人(津波の避難が迅速な場合)
	負傷者	89千人(津波の早期避難率が低い場合) 26千人(津波の避難が迅速な場合)
避難者数	192万人(内、避難所生活者数 118万人)	
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

資料—2 南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）による想定(1)
 （前提条件：地震動基本ケース（冬：深夜、平均風速）、陸側ケース（冬：夕方、風速8m/s）

想定地震		南海トラフ巨大地震				
地震の規模 想定項目		マグニチュード (M) 9.0~9.1				
		計測震度 5.5~6.0				
時間経過		被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後
ライフライン不通割合	上水道	100%	39.6%	37.3%	34.8%	10.6%
	下水道	3.9%	3.9%	2.7%	1.6%	0%
	電力	49.0%	60.5%	26.8%	0%	0%
	都市ガス	0%	0%	0%	0%	0%
	固定電話	100%	75.0%	25.0%	0%	0%
	携帯電話	100%	63.8%	30.4%	3.7%	3.7%
避難者数 （罹災者）		5,102人		2,171人		2,321人
うち避難所生活者		3,397人		1,478人		696人
帰宅困難者		1,263人	—			
EV内 閉じ込め		17台	—			
道路被害 箇所		7箇所	—			
物資	飲料水	116,860ℓ		78,909ℓ		—
	食料	55,099食		31,263食		—
	毛布	832枚				—
医療	転院患者	0人				
	医療対応不足数	400人				
廃棄物	災害廃棄物	1.2万t				
	津波堆積物	3.4~5.4万t				

資料：南海トラフ巨大地震対策等検討部会（大阪府防災会議内）資料

注1 「—」はデータなし

注2 都市ガスのライフライン不通割合（0%）は、津波による都市ガス被害戸数442戸を除く。

資料—3 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議内）による想定(2)
 （前提条件：地震動基本ケース（冬：深夜、平均風速）、陸側ケース（冬：夕方、風速8m/s）

想定地震		南海トラフ	備考
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0~9.1	
想定項目		計測震度 5.5~6.0	
建物	揺れ原因	全壊 9 棟 半壊 235 棟	
	液状化被害	全壊 41 棟 半壊 115 棟	
	津波被害	全壊 60 棟 半壊 1,121 棟	
	急傾斜地崩壊	全壊 0 棟 半壊 0 棟	
	火災被害	全壊 0 棟	
転倒	ブロック塀	169 件	
	自動販売機	98 件	
屋外落下物		6 棟	
人的被害	建物倒壊による	死者 0 人 負傷者 34 人	
	津波による	死者 559 人 負傷者 344 人	早期避難率が低い場合、冬 18 時
	堤防沈下による	死者 0 人 負傷者数 0 人	
	急傾斜地崩壊による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	火災による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	ブロック塀転倒による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	自動販売機転倒による	死者 0 人 負傷者 0 人	
	屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物による	死者 0 人 負傷者 17 人	冬 18 時
	津波による 要救助者	290 人	冬 18 時

資料：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議内）資料

第4 建築物の耐震対策等の促進

本町、大阪府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画)」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。

1 公共建築物

(1) 本町及び大阪府は、公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

ア 災害時に重要な機能を果たすべき建築物等

本町の主な公共施設の診断を最優先で実施するとともに、避難予定場所として指定している各施設について、順次診断し、必要に応じて改修を実施する。

イ 不特定多数の者が利用する建築物

不特定多数の者が利用する施設について耐震診断し、必要に応じて改修を実施する。

(2) 本町及び大阪府は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策の設定をおこなう。

(3) 本町及び大阪府は、非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。

(4) 本町及び大阪府は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物

(1) 本町及び大阪府は、住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みを支援する。

本町は、大阪府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治振興協議会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を行い、普及に努める。

また、所有者の負担軽減のため、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

本町は、「忠岡町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」「忠岡町既存民間建築物耐震改修設計補助金交付要綱」「忠岡町既存民間建築物耐震改修工事補助金交付要綱」に基づき、所有者が行う耐震行為に対する助成を行い、診断・改修の促進を図る。

- (2) 本町及び大阪府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (3) 本町及び大阪府は、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (4) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。

第5 土木構造物の耐震対策等の推進

本町、大阪府をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的な考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、供用期間中に1~2度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とともに考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては、機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、本町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策をに努める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 河川施設

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

4 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

本町は、大阪府、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策

「土地改良施設耐震対策計画(平成19年1月)」に基づき耐震対策を実施する。

- (3) 本町は、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について、啓発指導にあたるとともに、危険なため池の改修、また、防災上重要なため池を中心に改修補強工事を実施する。

5 港湾施設、漁港施設

港湾、海岸及び漁港の管理者は、自ら管理する岸壁・水門等の構造物について耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

第6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

本町は、大阪府、防災関係機関等と協力し、大阪府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第四次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

1 計画の初年度

平成23年度 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

2 計画事業

地震防災対策特別措置法に基づく対象事業(20事業)のうちから下記の事業を重点的に推進する。

(1) 消防用施設

ア 救急業務高度化資機材緊急整備事業

イ 消防自動ポンプ車(1台)、はしご付消防自動車(1台)、救助工作車(1台)、化学消防車(1台)の購入

(2) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ア 町立保育所、町立幼稚園耐震化の検討

(3) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ア 町立学校施設耐震化事業

第3節 津波災害予防対策の推進

2万人に近い死者・行方不明者を出した、東日本大震災による大津波は、改めて津波災害の恐ろしさを浮き彫りにした。また、南海トラフにおいて、津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想されており、このような大規模災害にどう備えるかが、防災計画策定にあたっての大きな緊急課題となっている。

本町は、最大クラスの津波が発生した場合でも、「何としても人命を守る」ことを目標に、町民の避難を軸に、あらゆる手段を尽くした総合的な津波対策を講じる。

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

大阪府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

- 1 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保を図る。

- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、本町の実情に応じた総合的な対策を講じる。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防ぎよ」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）

- 1 推進計画の作成等

本町は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

また、津波によって浸水が予想される地域について大阪府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や大阪府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

本町及び大阪府は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、関係機関と連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。

1 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は府内全市町村で行われる必要がある。

(3) 住民等への普及・啓発

- ア 本町は、大阪府作成の津波浸水想定を踏まえて、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 本町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、作成に際しては大阪府の技術的支援を受ける。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 本町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難

ができるよう取組みを行う。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

本町及び大阪府は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）の策定

大阪府が市町村と共同で作成する「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（津波版）」を踏まえ、本町は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）」を策定する。

3 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等の策定

本町は、大阪府が策定する「津波避難計画策定指針」を受けて、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要援助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

大阪府、沿岸市町をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

[内容]

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実働型の避難訓練

5 避難関連施設の整備

本町は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、本町が指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水

深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築物等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

本町は、今後、津波災害警戒区域が指定された時は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する。津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認める値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、津波避難ビルの指定や管理協定の締結をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(3) 避難路等の整備

本町及び大阪府は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

6 津波に強いまちづくり

本町及び大阪府は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等の指定、避難路・避難階段など避難関連施設の計画整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第4節 水害予防対策の推進

本町、大阪府をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

第1 洪水対策

1 河川の改修

(1) 大阪府知事管理河川の改修

ア 大阪府は、都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。

イ 大阪府は河川ごとに今後20年から30年の治水目標を設定する。

ウ 大阪府は今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

(2) 河川施設等の点検・整備

河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設を点検・整備する。また、平常時から堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

2 水路の整備

水路等に破棄されたゴミ等に起因する流水障害を防止するため、定期的な点検を実施するとともに、付近住民の協力を得て、不法投棄物の除去等に努める。

第2 高潮対策

1 水門等の管理

本町の臨海部には、大阪府が管理し、本町が非常時に操作する門扉が4カ所、大阪府と協力して管理し、操作する北水門があり、台風、高潮、津波等による浸水予防時にこれら施設が円滑に操作できるよう管理に努める。

2 水門等の点検、操作

異常水位、高潮、津波等から臨海地域住民の生命、財産を守るため、これら門扉等の開閉操作を行う。

災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、大阪府は、本町の主任者による、毎月3回の点検操作の実施とその結果報告を義務づけており、異常があれば大阪府に連絡する。

3 情報連絡体制の確立

災害発生予想時における水門・門扉の操作には、大阪府、本町、本町消防本部の三者が相互に連絡を取り行う。

4 津波・高潮ステーションの運用

津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を、津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、町民の防災意識の向上を目指す。

第3 水害減災対策

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 大阪府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 水防警報の発表

ア 大阪府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。

イ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

(3) 浸水想定区域の指定・公表

ア 大阪府は、洪水予報河川及び水位周知河川(水位情報周知河川)が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

(4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

本町域内に浸水想定区域の指定があった場合は、忠岡町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

- ① 忠岡町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- ② 忠岡町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

本町及び大阪府は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

忠岡町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

忠岡町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

3 水防団の強化

本町及び大阪府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治振興協議会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

- 4 浸水想定区域の指定があった場合、町長は、第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。（ハザードマップの作成・更新等）

第4 下水道の整備

本町及び大阪府は、町内における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、本町、大阪府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的に耐震整備を進める。
- (3) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断
想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。
- (2) 防災意識の向上と体制整備
ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

3 農業用水路、排水施設の防災対策

- (1) 農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

第5節 風害予防対策の推進

本町は台風その他強風により、危険家屋の倒壊及び看板等の飛散等を未然に防止するため、風害予防対策の推進に努めることとし、気象に関する情報及び現状を判断し、次の措置を講ずるものとする。

第1 家屋・工作物対策

1 危険家屋に対する補強対策の指導

危険家屋に対しては、強風のため容易に倒壊しないよう倒壊方向に補強、支柱等を施工するよう指導する。

2 看板、板類の飛散防止対策の指導

強風による看板、板類の飛散防止のため、鉄線等による緊結施工等を指導する。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

本町は危険物・高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を実施する。

第1 危険物災害予防対策

- 1 消防法に規定されている危険物を取り扱う対象物の事故防止について、貯蔵所・取扱所に対し、関係法令に基づいて本町消防本部の立入検査を実施し、次の事項について、強力な行政指導を行い、災害を未然に防止する。
 - (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理について検査の強化
 - (2) 危険物の貯蔵、取扱、運輸、積載等の方法について検査及び安全管理についての指導強化
 - (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時に執るべき措置の指導強化
 - (4) 地震及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導強化
- 2 自衛消防組織の強化措置
 - (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る
 - (2) 隣接する事業所の相互応援に関する協定締結を促進し、総合的な自衛消防力の確立を図る
- 3 化学消防力の整備
 - (1) 消防機関は、化学消防力の整備を推進する
 - (2) 危険物の貯蔵等を行う事業所は、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急機材の整備を促進する

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

本町消防本部は、高圧ガス及び火薬類による火災、爆発等を防止するため、高圧ガス保安法、火薬類取締法をはじめ関係法令、条例の周知徹底・規制の強化を図り、次の事項について、強力な行政指導を行い、災害を未然に防止する。

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 高圧ガス及び火薬類関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適切に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

第3 毒物劇物災害予防対策

本町消防本部は、府が毒物及び劇物による危害を防止するため、毒劇物業者及び毒劇物を業務上使用するものに対して行う製造、貯蔵、販売又は取扱いのあらゆる段階における規制指導及び災害予防対策に対して協力する。

第4 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素にかかる施設の設置者等は、放射線災害を防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び防災訓練等の災害予防対策を推進する。

第5 指定可燃物に対する予防対策

忠岡町火災予防条例に基づき、届出のある施設に対し、法令等に基づく立入検査、保安上の行政指導を行い、災害防止を図る。

町内危険物施設種類数量一覧表

(平成 26 年 1 月 1 日)

		施設数	危険物取扱種別						
			第2類	第 4 類					
			硫黄 (kg)	アルコール類 (ℓ)	第一石油類 (ℓ)	第二石油類 (ℓ)	第三石油類 (ℓ)	第四石油類 (ℓ)	動植物油類 (ℓ)
製造所		8		33,452	2,304	145	589,070	113,803	153,000
貯蔵所	屋内	19	1,620	9,280	47,475	32,491	59,067	15,087	
	屋外タンク	14				8,000	1,228,500		
	屋内タンク	1				1,000			
	地下タンク	15		45,132	10,000	179,900	274,000		
	簡易タンク	0							
	移動タンク	24			328,600	24,000			
	屋外	1		800	1,000		6,800		
取扱所	給油	10			84,800	221,200	18,200	4,700	
	販売	2			11,600	22,000			
	一般	14	420	11,900	11,686	39,000	28,172	11,970	
	移送	0							
計		108	2,040	100,564	497,465	527,736	2,203,809	145,560	153,000

町内高圧ガス関係許可事業所数

(平成26年1月1日現在)

一般高圧ガス			液化石油ガス		
製造	販売	貯蔵	製造	販売	貯蔵
1	2				

町内高圧ガス施設一覧

(平成26年1月1日)

種別		施設数	品名	最大数量	備考
一般高圧ガス	製造所	1	液体酸素・液体炭酸ガス	791 m ³	屋外タンク
	販売所	2	液体酸素・液体炭酸ガス・液化石油ガス	628.68 m ³	容器置場
	貯蔵所				
LPガス	製造所				
	販売所				
	貯蔵所				

町内指定可燃物一覧表

(平成26年1月1日)

種別	格納場所数	数量	備考
木材加工品	10	42,768.3 m ³	倉庫
ぼろ・紙くず	3	785,000 kg	倉庫
可燃性固体	1	10,000 kg	屋外タンク
可燃性液体	1	3,000 ℓ	屋外タンク
合成樹脂類	2	1,650,000 kg	倉庫 ポリプロピレン
合成樹脂類	1	10,000 kg	倉庫 廃プラスチック
合成樹脂類	1	174,798 kg	倉庫 フレコンバック
合成樹脂類	1	50 m ³	倉庫 発泡スチロール
再生資源燃料	1	25,000 kg	倉庫 RPF

第7節 火災予防対策の推進

市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

本町は、町域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

本町は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

本町は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

本町は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

本町及び大阪府は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2 高層建築物

本町、大阪府をはじめ関係機関は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災管理に係る消防計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを超える建築物

(2) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(4) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

また、本町、大阪府をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防火管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意するものとする。

第1 組織体制

【資2(2)】 【資9(2)】

1 災害警戒本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)で震度4の地震が発生したとき
- イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信情報があり、災害のおそれがあるが、時間・規模など予測困難なとき
- ウ 本町域内で小規模な災害が発生したとき
- エ その他町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ その他災害警戒本部長が認めたとき

(3) 組織

- 本部長 : 町長
- 副本部長 : 教育長、町長公室長、産業まちづくり部長
- 本部長 : 各部長、部長級の職員

(4) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 職員の配備体制に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(5) 本部長の代理

町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、町長公室長、産業まちづくり部長の順とする。

(6) 本部等の設置場所

本部は、忠岡町役場5階特別会議室に置く。

2 災害対策本部の設置

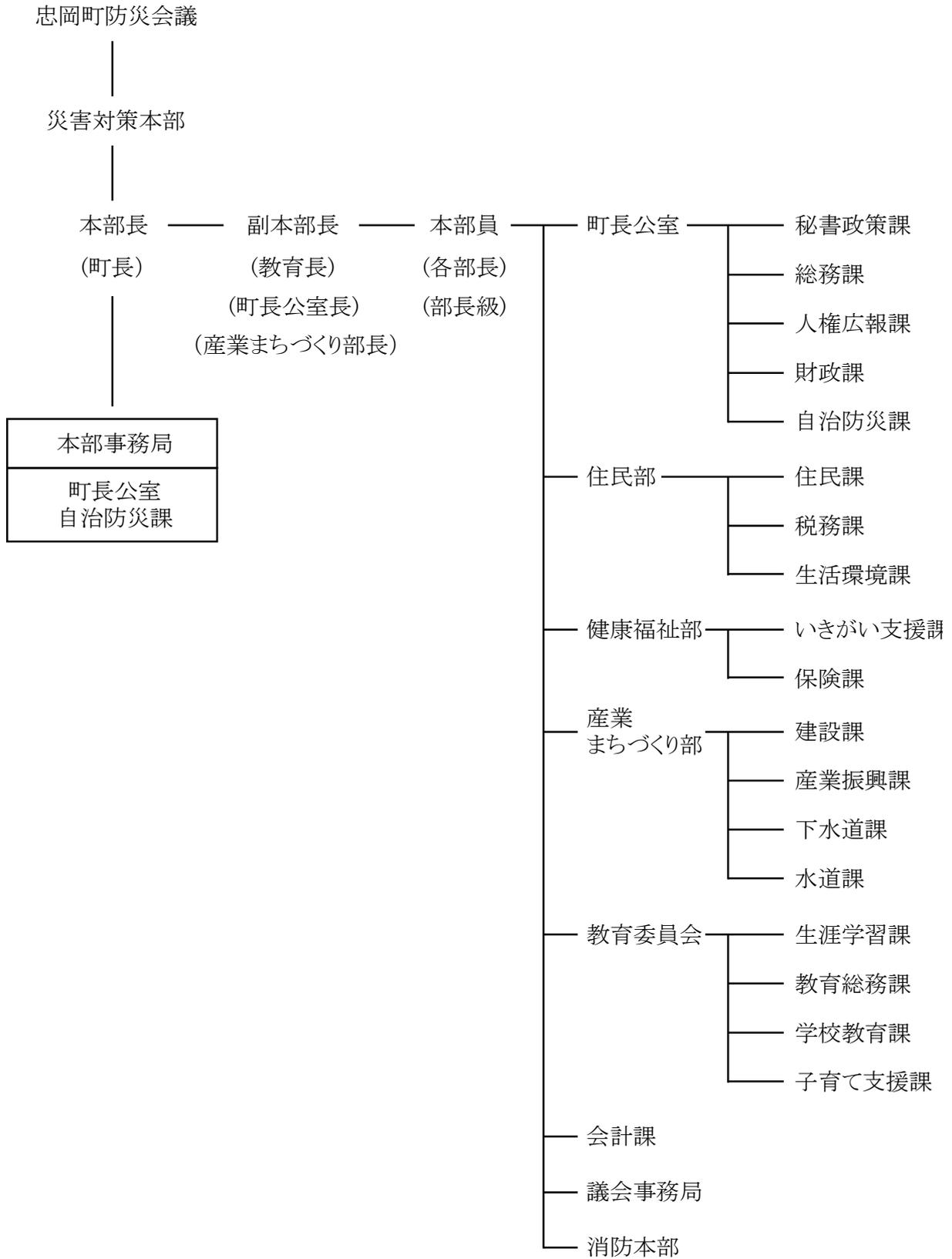
町長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)で震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 本町域内で中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき

- ウ その他町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
 - ア 災害応急対策が概ね完了したとき
 - イ その他災害対策本部長が認めたとき
- (3) 組織
 - 本部長 : 町長
 - 副本部長: 教育長、町長公室長、産業まちづくり部長
 - 本部員 : 各部長、部長級の職員
- (4) 所掌事務
 - ア 情報の収集・伝達に関すること
 - イ 職員の配備に関すること
 - ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
 - エ 災害救助法の適用に関すること
 - オ 災害予防及び災害応急対策に関すること
 - カ 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
 - キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること
- (5) 本部長の代理
 - 町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、町長公室長、産業まちづくり部長の順とする。
- (6) 設置又は廃止の通知
 - 町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事及び次の関係機関に連絡する。
 - ア 大阪府危機管理室
 - イ 泉大津警察署
 - ウ 泉大津市医師会
 - エ 近畿農政局大阪地域センター
 - オ 岸和田海上保安署
 - カ 大阪府鳳土木事務所
 - キ 大阪府港湾局
 - ク 大阪府和泉保健所
 - ケ 西日本電信電話(株)大阪支店
 - コ 関西電力(株)岸和田営業所
 - サ 南海電気鉄道(株)泉大津駅
 - シ 西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅
 - ス 大阪ガス(株) (導管事業部)
- (7) 本部等の設置場所
 - 本部は、忠岡町役場 5 階特別会議室に置く。
- (8) 本部の組織及び事務分担
 - 本部の組織及び事務分担は次のとおりである。

忠岡町災害対策本部組織



忠岡町災害対策本部事務分掌

部 名 (責任者)	課名	事 務 分 掌
町長公室 (町長公室長)	自治防災課 (災害対策本部 事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の協力団体（自主防災組織等）との連絡調整に関すること。 2. 災害対策本部会議に関すること。 3. 各部との連絡調整に関すること。 4. 気象並びに災害情報の収集及び報告に関すること。 5. 防災関係機関との連絡、調整及び各種報告に関すること。 6. 災害救助法に関すること。 7. 自衛隊の派遣（撤収）要請に関すること。 8. 災害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 9. 罹災証明書の発行に関すること。 10. 災害対策本部の庶務に関すること。 11. ボランティアに関すること。 12. 物価の安定監視
	秘書政策課 総務課 財政課 人権広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般見舞者の受付に関すること。 2. 本部長等の被災地視察及び慰問に関すること。 3. 職員の動員及び調整、現状把握に関すること。 4. 物品購入等契約に関すること。 5. 物資の調達、管理及び配備に関すること。 6. 救援物資の調達計画 7. 車両の集中管理に関すること。 8. 町有財産の被害状況調査の総括に関すること。 9. 災害に関する予算措置に関すること。 10. 町の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること。 11. 広報公聴活動に関すること。 12. 災害状況の記録写真に関すること。 13. 報道関係との連絡調整に関すること。 14. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。
住民部 (住民部長)	住民課 税務課 生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の確保及び配分に関すること。 2. 主食販売業者との連絡調整に関すること。 3. 被災者等の炊き出しに関すること。 4. 炊き出し設備の確保に関すること。 5. 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関すること。 6. 遺体の収容に関すること。 7. 人的被害及び家屋被害状況調査に関すること。 8. 被災者に対する町税の減免等の決定及び救助のため被害程度の決定に関する調査に関すること。 9. 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関すること。 10. 感染症の防疫に関すること。 11. じん芥及びし尿の応急処理に関すること。 12. 公害対策に関すること。 13. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。 14. 死亡獣畜（ペット等）の収集及び処理に関すること 15. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること。 16. 外国人の被災対策に関すること。 17. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関すること。

<p>健康福祉部 (健康福祉部長)</p>	<p>いきがい支援課 保険課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠岡町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2. 保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関する事。 3. 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関する事。 4. 疾病、負傷者など調査及び収容に関する事。 5. 義援金品、見舞金品等の受付に関する事。 6. 生活保護世帯の被災者状況調査に関する事。 7. 災害見舞金等の支給に関する事。 8. 生活物資の調達及び配給計画に関する事。 9. 災害に関する相談及び処理に関する事。感染予防に関する事。 10. 被災者の健康調査及び相談に関する事。 11. 要配慮世帯の被災状況調査に関する事。 12. 避難所の運営、開設に関する事。 13. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。
<p>産業まちづくり部 (産業まちづくり部長)</p>	<p>建設課 水道課 下水道課 産業振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係資機材の調達に関する事。 2. 町内被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に関する事。 3. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事。 4. 応急仮設住宅の用地確保に関する事。 5. 町営住宅の災害復旧に関する事。 6. 公共土木施設被害状況調査及び応急対策に関する事。 7. 道路等の障害物の除去に関する事。 8. 通行制限に関する事。 9. 泉州水防事務組合との連絡調整に関する事。 10. 水道施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事。 11. 浄水場施設の緊急措置及び事故対策に関する事。 12. 水質管理に関する事。 13. 水道関係資機材の調達に関する事。 14. 断水時における広報活動に関する事。 15. 飲料水の確保及び供給に関する事。 16. 町給水工事公認業者への応援協力要請に関する事。 17. 公共下水道及び都市下水路の災害復旧等に関する事。 18. 公共下水道施設の被害状況の把握及び災害復旧等に関する事。 19. 農協、漁協、商工会、水利組合等との連絡調整に関する事。 20. 農地、農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。 21. 水産業被害状況調査に関する事。 22. 商工業関係の被害状況調査に関する事。 23. 商工業者の復旧資金の融資斡旋に関する事。 24. ため池の警戒に関する事。 25. 応急危険度判定活動に関する事。 26. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。

教育委員会 (教育部長)	教育総務課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課	1. 児童・生徒の避難等安全確保に関する事 2. 小中学校との連絡調整に関する事 3. 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事 4. 応急教育に関する事 5. 保育所の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応急保育に関する事 6. 幼稚園等との連絡調整に関する事
	会計課	1. 災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関する事 2. 他課への応援に関する事
消防本部 (消防長)		1. 消防団との連絡調整に関する事 2. 消火活動に関する事 3. 消防機関への応援要請に関する事 4. 被災者の救出、行方不明者の捜索に関する事 5. 救急業務に関する事 6. 情報収集に関する事 7. 被害調査に関する事 8. 必要資機材の調達及び点検整備に関する事 9. 医療機関との連絡調整に関する事
議会事務局 (事務局長)	事務局	1. 町議会議員への連絡に関する事 2. 他課への応援に関する事

(注) 上記の事務分掌は原則的なもので、災害の規模、形態等状況の変化により、各対策部相互に応援を行い、円滑な災害対策活動を図るものとする。

第2 動員配備体制

【資2(2)】

1 配備指令

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

ただし、町長の指示がない場合でも、状況に応じて防災担当部長において、その配備を決定することができる。この場合、防災担当部長は、直ちに町長に報告しなければならない。

また、以下の配備区分にかかわらず、災害状況に応じ、必要な職員を指名動員することができる。

(1) 警戒配備

ア 配備時期

- ① 災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたとき
- ② その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

情報の収集及び伝達、通信情報活動を実施する体制(概ね20人程度)

(2) A号配備

ア 配備時期

- ① 気象予警報等により、災害発生のおそれがあるとの通信情報があり、時間・規模等予測困難なとき

- ② 本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)において震度4の地震が発生したとき
- ③ 本町域内で小規模の災害が発生したとき
- ④ その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害警戒本部の設置
- ② 水害その他の災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検・整備、小規模の災害応急対策を実施する体制(概ね40人程度)

(3) B号配備

ア 配備時期

- ① 本町域内で中規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- ② その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害対策本部の設置
- ② 中規模の災害応急対策を実施する体制(概ね70人程度)

(4) C号配備

ア 配備時期

- ① 本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)において震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② 本町域内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- ③ その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

- ① 災害対策本部の設置
- ② 町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制(全職員)

2 動員方法

(1) 配備計画

各部長は、部内を調整のうえ予め配備計画を作成し、必要な人員を確保し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により、配備体制を整え、各部長は、職員を指揮して速やかに実動体制を確立するものとする。

(3) 非常召集の伝達

勤務時間外における召集の伝達は、各部長が予め決定してある連絡系統に基づき、電話等により行うものとする。

また、職員は、テレビ、ラジオ等で本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)において、震度5弱以上の地震が発生したことを認知したときは、自ら役場に出勤するものとする。

第2節 自衛隊の災害派遣

第1 派遣要請

【資 様式__自衛隊の災害派遣要請について（知事宛）】

1 災害派遣要請基準

- ア 人命救助のための応援を必要とするとき
- イ 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- ウ 本町域で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2 災害派遣要請手続

- ア 派遣要請の要求は、町長が知事に行う。
- イ 通信の途絶等により、知事への派遣要請の要求ができない場合は、町長は直接自衛隊に対し災害状況の通知をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
町長は、通知した旨を速やかに知事に通知する。
- ウ 前項の場合における通知の判断は、泉大津警察署、本町消防本部等の関係機関と協議のうえ、迅速に行う。
- エ 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、各記載事項を口頭又は電話等により要求し、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

第2 派遣部隊の受入れ

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1 派遣部隊の誘導

本町は、自衛隊の災害派遣を要求した場合、必要により泉大津警察署に対し、派遣部隊の誘導について依頼する。

2 受入体制

- (1) 本町は、府が設置する連絡所における連絡員、現地連絡担当者等との連絡、情報交換を行う。

- (2) 受入体制の確立
派遣部隊の集結場所等を確保する。
- (3) 作業計画及び資機材等の整備
自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) 災害臨時ヘリポートの準備等
災害に際し、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話等により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

本町は、町民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに大阪府、他市町村及び指定行政機関等に対し、応援を要請・要求するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な近隣市町村に対して積極的に支援を行う。

第1 応援の要求等

【資10】

町長は、本町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請・要求する。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

1 応援の要請・要求ができる要件

本町域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要求又は実施の要請を行う。

- (1) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (2) 緊急を要する時、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方が、より効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- (3) その他応急措置を実施するため必要があると認める場合

2 応援の要求又は実施の要請にあたっての事項

- (1) 災害の状況及び応援を要求する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3 知事に対する応援の要求等

災害対策基本法第68条に基づき、大阪府知事に対して応援の要求又は実施の要請を行う。この場合、上記事項を記載した文書で大阪府危機管理室を通じて行う。ただし、そのいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で連絡のうえ、防災情報システムを活用して応援の要求又は実施の要請を行い、その後、速やかに文書を提出する。

4 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがないときは、電話、ファクシミリ等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

なお、本町が応援の要求を受けた場合、町長は正当な理由がない限り応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村の指揮下のもとに行動する。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第2 職員の派遣要請

【資9(7)】【資10】

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。

1 大阪府、他市町村又は指定地方行政機関、指定公共機関(特定公共機関) に対する派遣要請

町長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載して文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧対策のため、必要があるときは、大阪府知事に対し指定地方行政機関、指定公共機関(特定公共機関)の職員の派遣について斡旋を要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条及び第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条の定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

【資10】

町長は、本町の消防力をもってしても災害応急対策や応急措置に対処できないと認めるときは、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4 広域応援等の受入れ

【資4(3)】 【資10】

本町は、広域応援等を要請した場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点、その他適切な場所へ受け入れる。特にヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉大津警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 近隣市町村への支援

【資10】

本町は、本町域での被害が比較的少なかった場合は、町域内における自力での災害対応に努めるとともに、応援要請を受けた場合などにおいては、近隣市町村における被害の甚大な地域に対して、積極的に支援を行う。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本町内が関係地域の全部又は一部となった場合、本町は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

本町、大阪府及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報の伝達

1 気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生の恐れがある場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等によって府域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために市町村ごとに注意報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①1 時間雨量が 30mm 以上になると予想される場合 ②3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③土壌雨量指数が 126 以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上 100m 以下、海上 500m 以下になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
気象注意報	雷注意報 ※注6	落電等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高 1.5m 以上の高さになると予想される場合
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①1 時間雨量が 30mm 以上になると予想される場合②3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③指定河川である大津川水系大津川・槇尾川に発表された洪水予報において、川中橋基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合又は指定河川である大津川水系牛滝川に発表された洪水予報において、山直橋基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合

(2) 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関に警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種 類	発 表 基 準	
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	大雨警報 (注 4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①1 時間雨量が 45mm 以上になると予想される場合 ②3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上になると予想される場合
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高 2.2m 以上の高さになると予想される場合
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高 3.0m 以上になると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①1 時間雨量が 45mm 以上になると予想される場合 ②3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 ③指定河川である大津川水系大津川・槇尾川に発表された洪水予報において、川中橋基準観測点ではん濫警戒情報又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合又は指定河川である大津川水系牛滝川に発表された洪水予報において、山直橋基準観測点ではん濫警戒情報又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合

注 1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注 3 ☆印は、気象注意報、警報に含めて行う。(気象庁予報警報規定第12条)

注 4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない(詳細は表1の「留意点」・「備考」参照)。

注 5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(表

1を参照)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報等は[117頁 別図1-1]、特別警報は[118頁 別図1-2]の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と大阪府は、「大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領」、

「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

(1) 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
二級河川大津川	大津川・槇尾川	[119頁別図1-3]
	牛滝川	[120頁別図1-4]

(2) 発表の基準

標題(種類)	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。

第2 津波警報・注意報等の伝達

本町は、大阪管区気象台から発せられる津波予報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	1.0m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		1.0m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

注2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

注3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

注4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

注5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

注6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

- 注7 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 注8 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 注9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 注10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値又は2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報(注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報(注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推定される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

注1 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0. 2 m以上	数値
	0. 2 m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

注2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高	発表内容
--------	--------------	------

	さ	沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震情報

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(4) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

[121頁別図1-5] の伝達経路による。

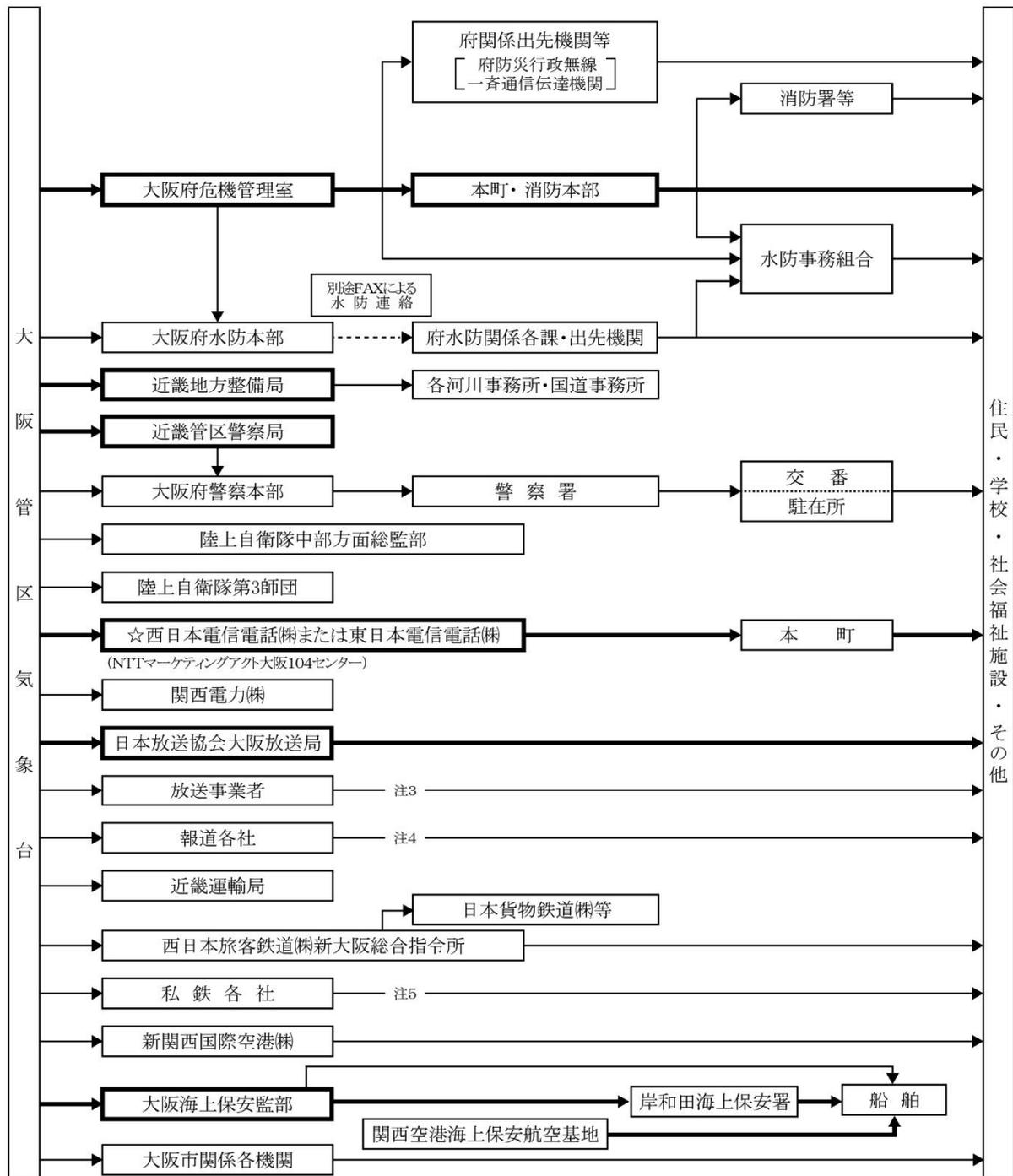
東海地震の発生に伴う情報収集・伝達、警戒態勢については、「付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

第3 住民への周知

【資9(3)】【資 様式_防災行政無線依頼書】

本町は、町防災行政無線、広報車、サイレンなどを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

[別図 1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路



注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

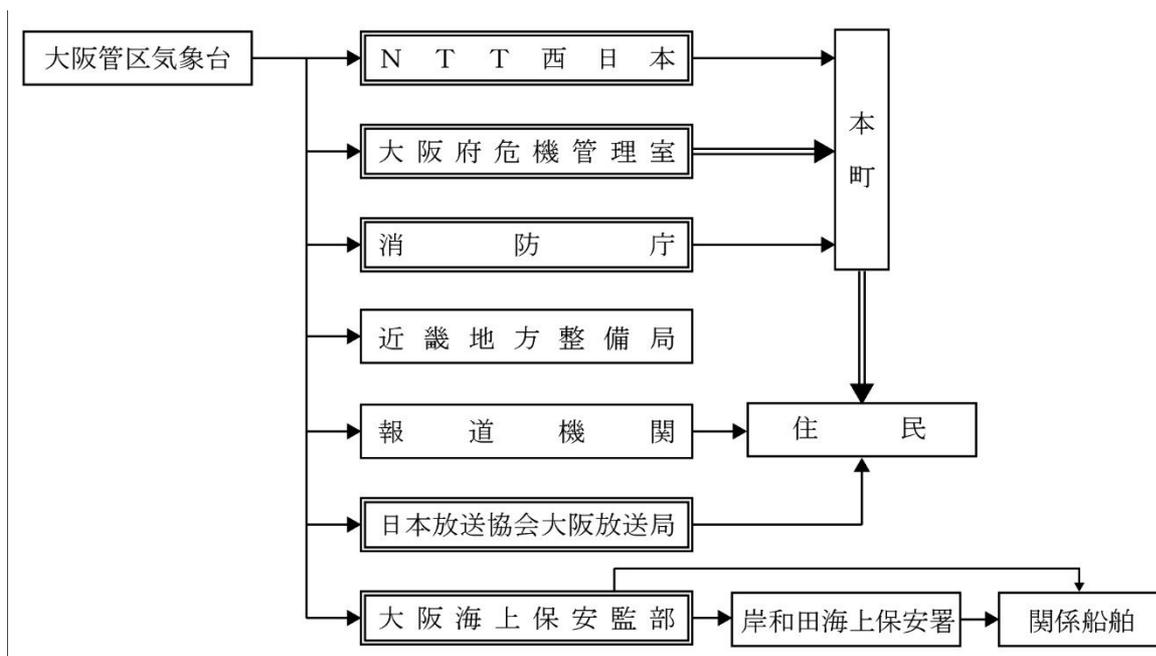
注2 ☆印は、警報のみ

注3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

注4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

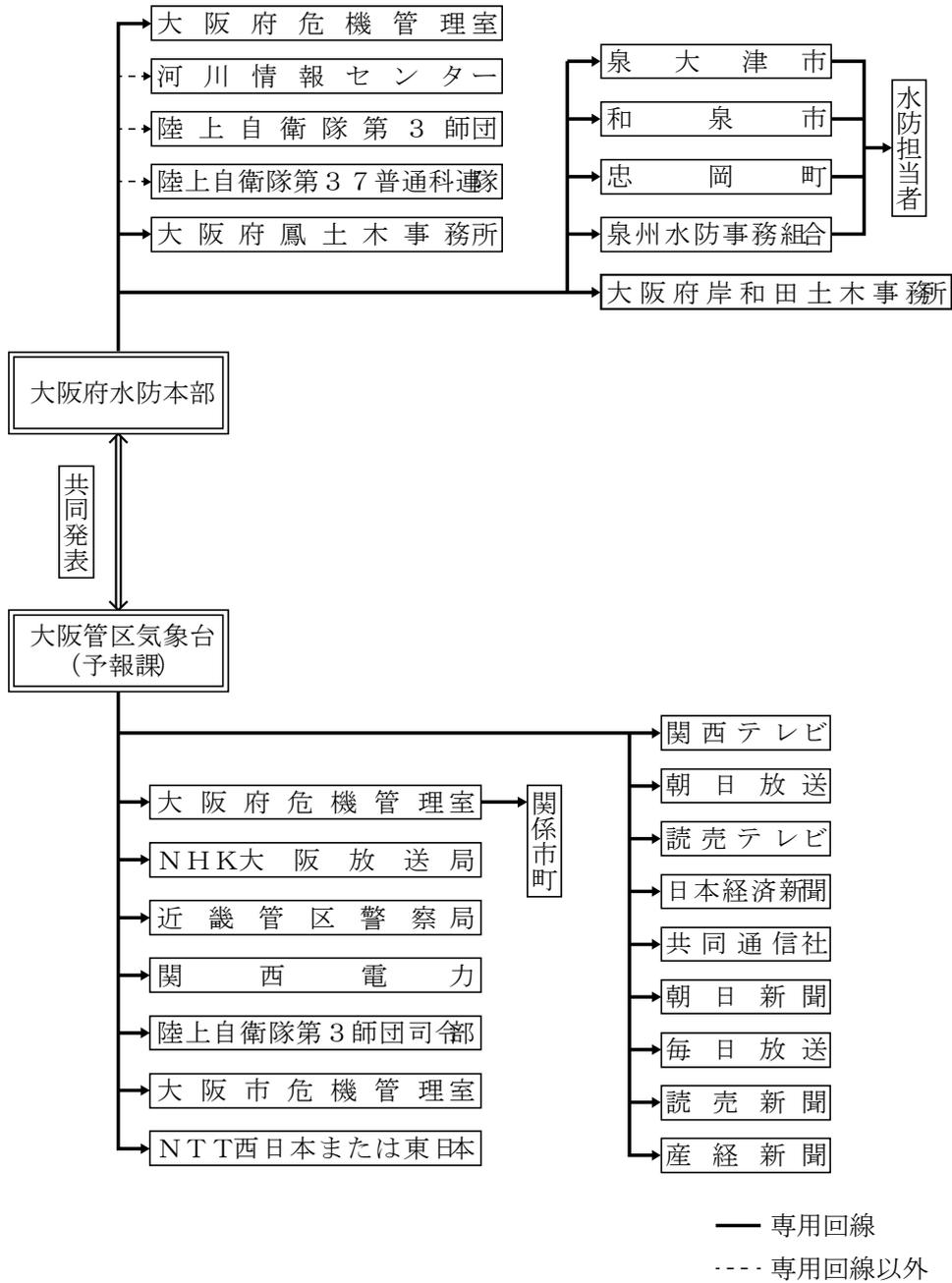
注5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

[別図 1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路

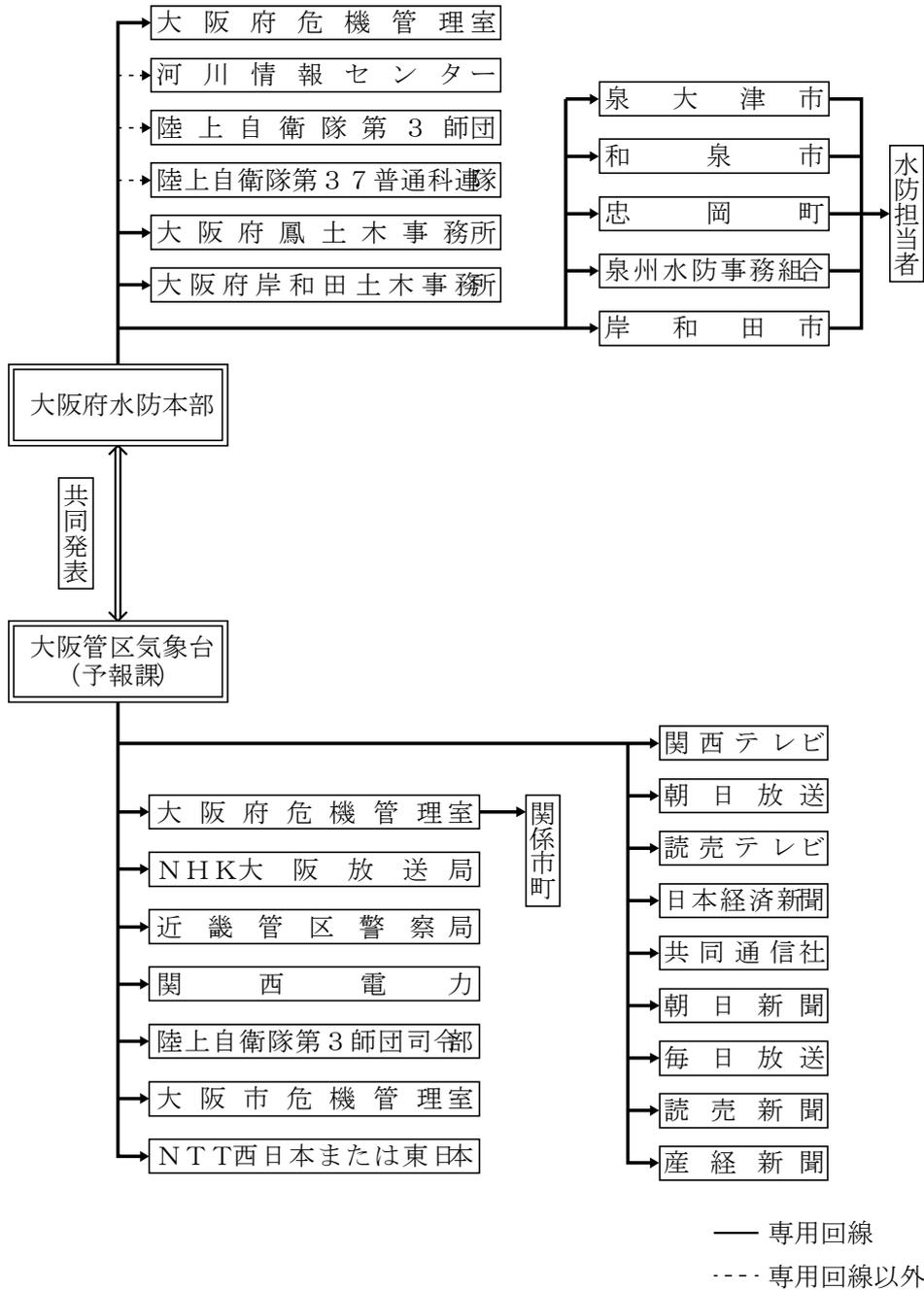


- 注1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
- 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

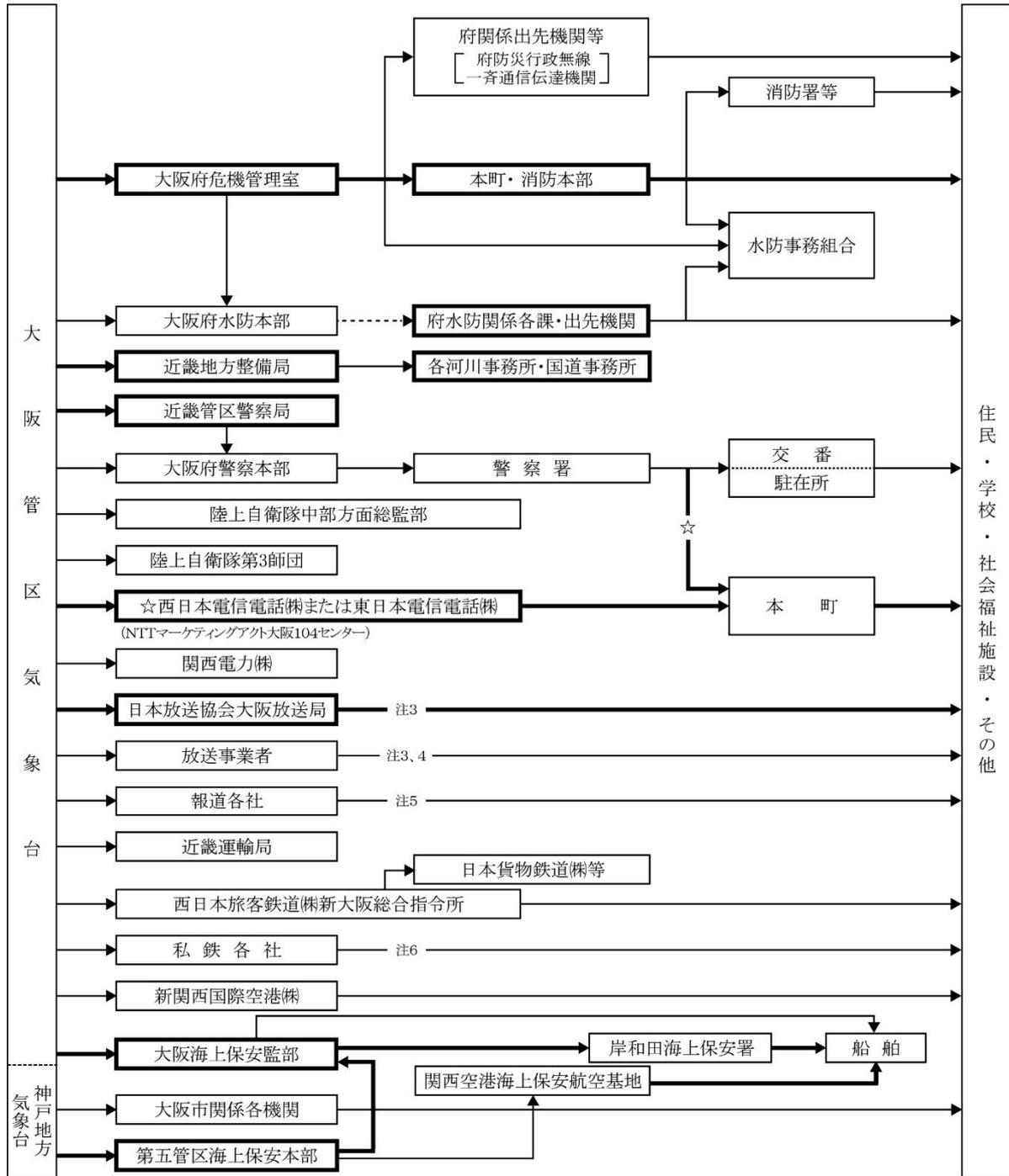
[別図 1-3] 大津川・槇尾川洪水予報連絡系統図



[別図 1-4] 牛滝川洪水予報連絡系統図



[別図1-5] 津波予警報等の関係機関への伝達経路



注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 注2 ☆印は、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。
 注3 津波警報受領時は、緊急形状信号を発信し、その内容を放送する。
 注4 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 注5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 注6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

第2節 警戒活動

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

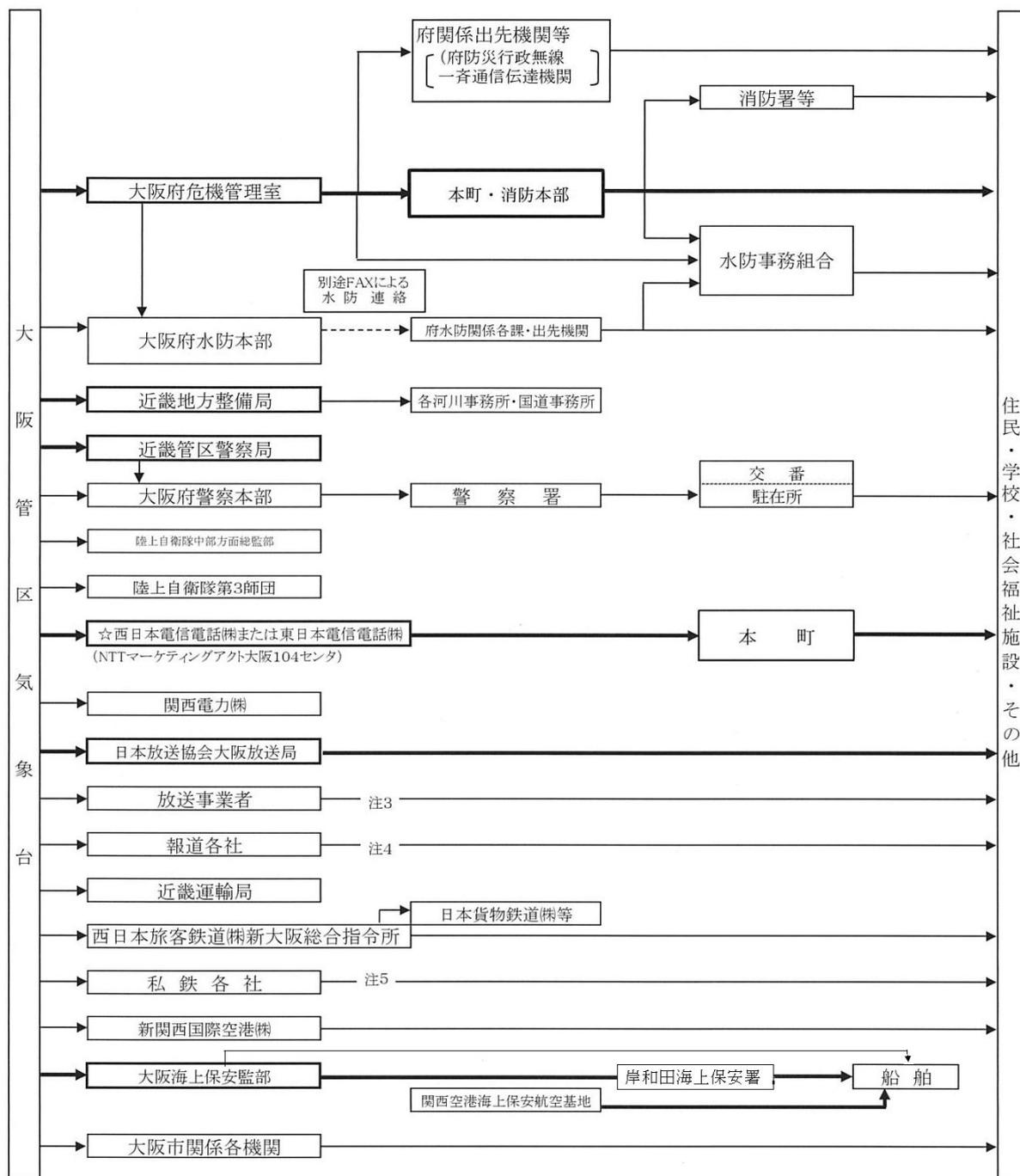
第1 気象観測情報の収集伝達

本町は、大阪府及び関係機関と連携して、迅速かつ的確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 伝達経路

気象観測情報の伝達は、以下の経路によって行う。

気象予警報等の関係機関への伝達経路



注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

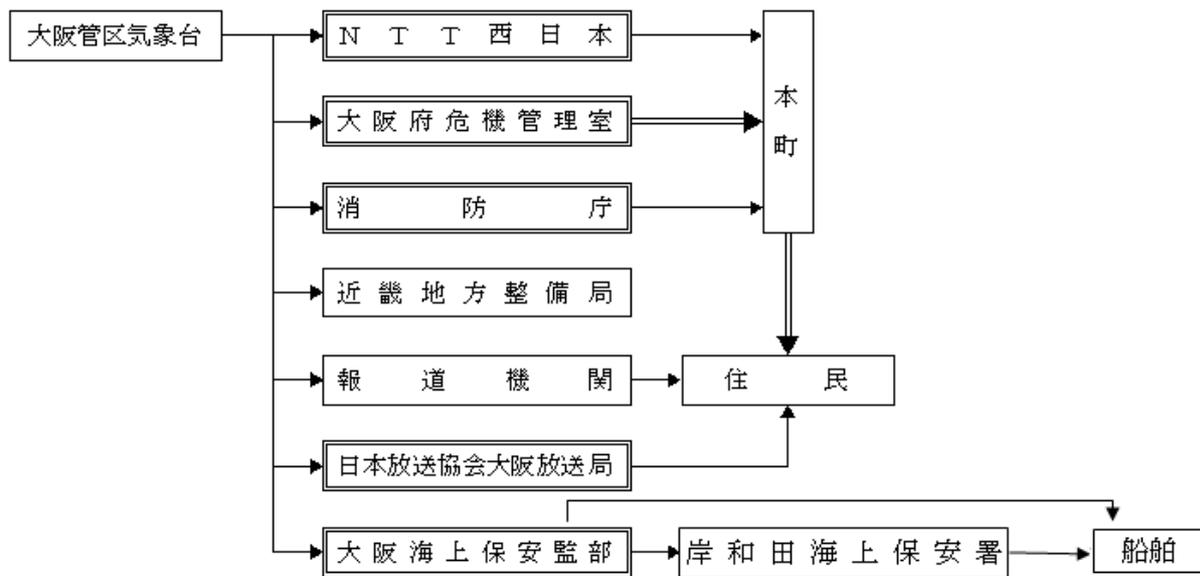
注2 ☆印は、警報のみ

注3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

注4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

注5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

特別警報の関係機関への伝達経路



注1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

2 河川・ため池水位

防災担当課（自治防災課）、水防担当課（建設課）及び本町消防本部は、気象等の状況から洪水等の恐れを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、水位を観測し、大阪府鳳土木事務所長及び他の水防管理者へ通報する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等により溢水等の恐れがあると認めるときは、直ちに町長に報告しなければならない。

町長は、報告を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じて鳳土木事務所、泉大津警察署に通報する。

3 潮位

防災担当課（自治防災課）、水防担当課（建設課）及び本町消防本部は、気象等の状況で、高潮の恐れを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速・潮位・波高等を所轄の現地指導班長（大阪府鳳土木事務所長、港湾局長、南大阪湾岸流域下水道事務所長、泉州農と緑の総合事務所長）に通報し、町長が必要に応じて、本町消防本部に出動要請を行う。

4 津波高

(1) 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の鳳土木事務所に通報する。

(2) 鳳土木事務所は、水防管理団体から津波高等の通報を受けたときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

5 情報交換の徹底

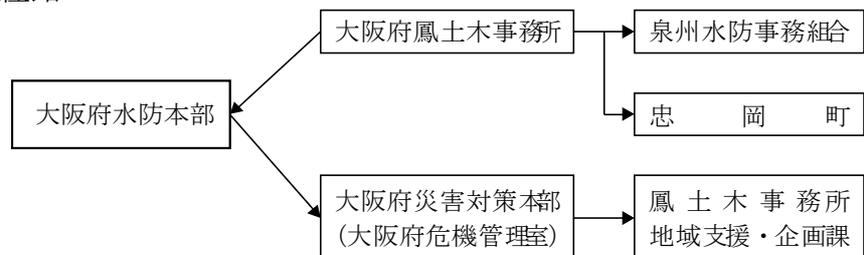
鳳土木事務所及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防警報および洪水予報等

1 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川（大津川、牛滝川）及び海岸において、洪水、津波又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府鳳土木事務所長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知する。

2 関係機関への伝達経路



3 洪水予報

大阪府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

4 避難判断水位(特別警戒水位)の設定及び到達情報の発表

大阪府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川(水位情報周知河川)〕において、避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

また、避難判断水位(特別警戒水位)に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第3 水防活動

【資10】

本町は、本町域において、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。また、災害発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 水防管理団体等(泉州水防事務組合)

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに災害警戒本部又は災害対策本部に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 道路、橋りょう等の構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

2 大阪府水防本部

- (1) 水防配備のための召集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が充分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。

3 防潮扉等の管理者・操作担当者

- (1) 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、本町職員、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに本町長に、また本町長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動 など

2 水害(河川、海岸、ため池等)

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

第5 ライフライン・交通等警戒活動

【資7】

ライフライン、交通、放送に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道・下水道施設管理者

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社導管事業部）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 港湾、漁港施設（大阪府）

ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

3 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

第6 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)、大阪府警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、本町は、これに協力する。

- 1 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署・阪南港長)
災害時における、港内及び港の周辺海域における船舶の安全を図るため、関係機関と密接な連携のもと情報の周知及び被害の防止に努める。
- 2 大阪府警察(泉大津警察署)
大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して次の措置を行う。
 - (1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導
 - (2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒
- 3 大阪港海難防止対策委員会
気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、連絡網を通じて関係機関に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

第7 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川等において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

- 1 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)
必要に応じて他機関と連携して管内の木材等取扱業者に対し、木材の流出防止措置について指示等を行う。
- 2 大阪府警察（泉大津警察署）
関係機関と連携して、次の措置を行う。
 - (1) 貯木場に対する視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
 - (2) 危険事態に伴う住民の避難措置その他災害の拡大防止に必要な措置

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

本町は、関係機関等と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難の勧告・指示、誘導

本町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報や津波警報を覚知したとき

イ 強い揺れ(震度4程度以上)若しくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

(2) 周知の方法 【資 様式_防災行政無線依頼書】

本町は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、本町防災行政無線(同報系)や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、気象庁から大津波警報等が発表された場合、住民等及び臨海部における在泊船舶、通航船舶等の安全確保を図るため、無線、ラジオ、M I C S(沿岸域情報提供システム)、拡声器等により、周知を図る。

(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

水防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土嚢等による応急浸水対策

エ 救助・救急

消防本部は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する措置

本町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(5) 施設の緊急点検・巡視

本町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第2 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

- 1 水防管理団体等（泉州水防事務組合）
 - (1) 招集体制を確立する。
 - (2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
 - (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の鳳土木事務所に報告する。
 - (4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
 - (5) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
 - (6) 上記(1)から(5)はあくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで行うこと。
- 2 防潮扉等の管理者、操作担当者等
 - (1) 大津波警報・津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等の避難時間を確保したうえで、的確に防潮扉等の開閉を行う。
 - (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- 1 水道等
本町は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。
- 2 関西電力株式会社(岸和田営業所)
電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。
また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。
- 3 大阪ガス株式会社(導管事業部)
利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。
- 4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ(関西支社)、KDDI株式会社関西総支社

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定める。

第4 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、あらかじめ定めた基準により、必要に応じて通行の禁止又は制限を行う。

2 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

3 海上

- (1) 本町は、関係機関と緊密な連携のもと人命救助活動や行方不明者の捜索等に協力する。
- (2) 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、あらゆる手段を使用して、臨海部の住民等及び、臨海部における在泊船舶等に対し、避難の呼びかけを行う。
- (3) 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、海上漂流者等の救助及び行方不明者の捜索に最善を尽くす。
- (4) 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署・阪南港長)は、船舶が円滑に航行できるように努め、海難の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (5) 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署・阪南港長)は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶交通の危険を防止するための措置を講ずる。
- (6) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバスの事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 流木防止活動

本町は、港湾・河川において、関係機関と連携し津波によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)

津波の来襲が予想される場合には、管内の木材取扱業者等に対して必要な事項を伝達する。

2 大阪港海難防止対策委員会

津波の襲来が予想される場合には、大阪港海難防止対策委員会の連絡網を通じて木材取扱業者等に津波情報等を伝達する。

3 津波により木材流出が発生した場合は、関係機関は安全が確保された後、連携し、船舶交通の危険を防止するための措置を講ずる。

第4節 発災直後の情報収集伝達

本町は、災害発生後、大阪府をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達

【資3(2)】【資 様式_被害情報報告用様式】【資 様式_防災行政無線依頼書】

本町は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ、防災関係機関等に迅速に伝達する。

夜間、休日等勤務時間外における情報収集伝達については、中央監視室を介して自治防災課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 警察署からの情報(通報状況等)
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報(SNS等の活用)
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

2 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、大阪府に対して行う(大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。)。但し、地震が発生し、本町域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに大阪府に災害確定報告を行う。なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、大阪府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、本町は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

第2 防災関係機関の情報収集伝達

【資2(4)】

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、大阪府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄道、医療機関、その他

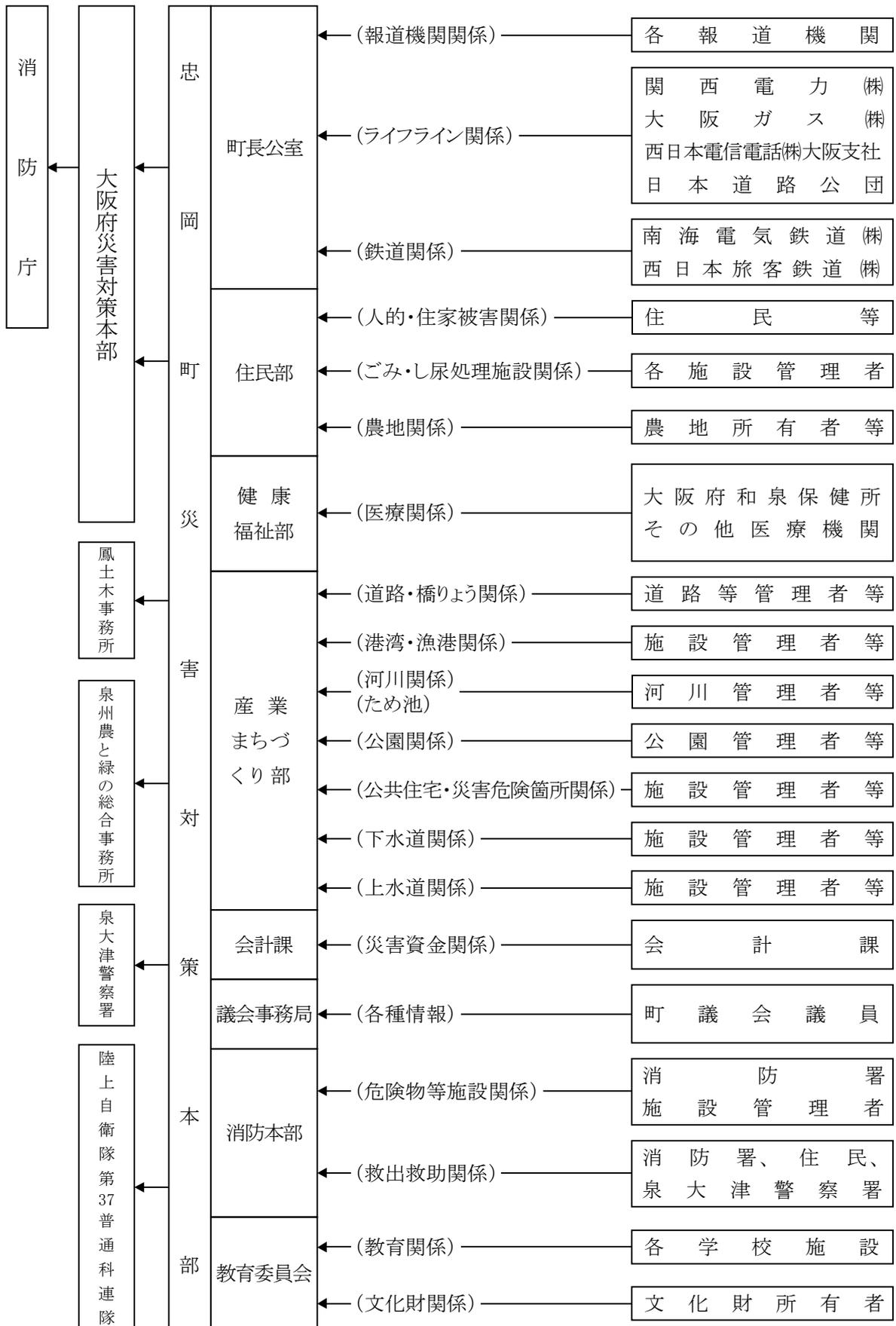
第3 通信手段の確保

【資9(3)】

本町は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

[情報収集伝達経路]

[情報収集伝達経路]



第5節 災害広報

本町は、大阪府及び防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

本町は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって、正確な情報の広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ など

(2) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ など

(3) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報等
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取り扱い など

2 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 本町防災行政無線(同報系)による広報
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示、配布
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) インターネットやSNSの活用
- (8) ケーブルテレビ、コミュニティ放送(FM)等への情報提供
- (9) 点字やファクシミリ等、多様な手段の活用により、視覚・聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化

- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

本町は、報道機関と連携して、広報活動を実施する。

1 緊急放送の要請

町長は、災害に関する特別警報等が発せられたとき、又は災害に関する緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、大阪府を通じて、報道機関に対して緊急放送の実施を要請する。

- (1) 日本放送協会(大阪放送局)
- (2) 民間放送事業者
 - ア 朝日放送株式会社
 - イ 株式会社毎日放送
 - ウ 読売テレビ放送株式会社
 - エ 関西テレビ放送株式会社
 - オ テレビ大阪株式会社
 - カ 大阪放送株式会社
 - キ 株式会社エフエム大阪
 - ク 株式会社FM802

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供
 - 広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。
- (2) 外国人への情報提供
 - 本町は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。
- (3) 避難行動要支援者への情報提供
 - 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

第3 広聴活動の実施

本町は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

本町(消防本部)は、泉大津警察署をはじめ、他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

第1 忠岡町

1 災害発生状況の把握

本町は、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防活動を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 泉大津警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

(1) 本町単独では、十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、大阪市消防局あるいは他市町村などに応援を要請する。

(2) 本町は、応援の要請を行った場合、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。また、応援部隊の集結場所を明らかにして、本町から必要な誘導員を派遣するなど応援部隊が有効に活動できるよう留意する。

(3) 本町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、火災の状況、地理、水利の情報を本町に対して提供する。

(4) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)に応援を要請する。

第2 大阪府

市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に大阪府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部(航空運用調整班兼務)を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

第3 大阪府警察

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 大阪府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市町村及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市町村が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 大阪府警察、市町村その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連絡会議等への協力

本町は、大阪府、泉大津警察署、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う

とともに、大阪府が大阪府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議や、必要に応じて被災地等に設置される連絡調整所等に協力し、活動区域や役割分担等の調整を図る。

第6 消防団

【資6(5)】

消防団長は、火災の拡大又は大規模災害の発生その他必要と認めたときは、非常警備体制を命じるとともに、町長及び消防長の命により緊急出動する。

ただし、指示がない場合においても、消防団長が災害の発生を察知したときは、直ちに出動するものとする。

第7 自主防災組織

【資2(3)】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。

また、本町消防署、泉大津警察署など防災関係機関との連携に努める。

第8 惨事ストレス対策

本町は、救助・救急又は消火活動等を実施するにあたって、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

本町は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

本町は、泉大津市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。

なお、大阪府和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を地域災害医療本部に集約する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

本町は、災害の状況に応じ泉大津市医師会の協力を得て、速やかに医療救護班を編成し、被災現地に派遣して医療救護活動を実施する。医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために、当面必要な資機材等を携行する。

なお、本町単独では十分対応できない災害が発生した場合は、大阪府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、大阪府和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合、地域災害医療本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

ア 医療救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、泉大津市医師会の協力を得て被害状況に応じ医療救護班を編成する。

災害発生時に、医療救護班は、岸和田市民病院及び医療法人穂仁会聖祐病院に参集し、被災現地及び必要に応じて開設される応急救護所に派遣される。

イ 医療救護班の構成

医療第1本部の救護班は原則として、医師を班長とし、医師1名、看護師、事務員で構成する。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本町及び大阪府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

本町は、必要に応じて災害現場近くの適当な安全な場所に応急救護所を設置、運営し、避難所その他適切な場所に医療救護所を設置、運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定

する。

ア 設置基準

- ① 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応できない場合
- ② 傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合
- ③ 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため被災地域での対応が必要な場合

イ 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認の上、被害状況に応じて決定する。

応急救護所設置場所：集中して負傷者が発生する地域

医療救護所設置場所：避難所、学校の医務室、町関係施設その他医療機関

ウ 運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- ① 交代要員の確保
- ② 携帯電話等通信手段の確保
- ③ 医療品、医療用資機材の補給
- ④ 医療水の確保
- ⑤ 食料、飲料水の確保
- ⑥ その他医療救護活動に必要な事項

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

本町は、医療救護班の派遣要請を行ったときは、岸和田市民病院及び医療法人穂仁会聖祐病院が受け入れの窓口となり、大阪府和泉保健所の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に、岸和田市民病院及び医療法人穂仁会聖祐病院の救護班や泉大津市医師会等の協力による救護班等が応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

本町及び大阪府、各医療関係機関等が派遣する主に診療別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じ小児科・精神科・歯科診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で編成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

- オ 被災住民等の健康管理
- 力 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療活動

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ、治療を行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

本町は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として本町が所有する救急車で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、本町が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

患者のヘリコプター搬送及びドクターヘリは、町長及び消防長が必要に応じ、大阪府、大阪市消防局又自衛隊に対して要請する。

ウ 海上搬送

患者の海上搬送は、町長が必要に応じ、船舶を所有する関係機関に対して、要請する。

2 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

大阪府下の基幹災害拠点病院は、以下のとおりである。

【大阪府立急性期・総合医療センター / 大阪市住吉区】

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- ② 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- ③ 患者及び医療品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ④ 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

本町に近接する地域災害拠点病院は、以下のとおりである。

【近畿大学医学部附属病院 / 大阪狭山市】

【市立堺病院 / 堺市堺区(堺市西区に移転予定)】

【大阪府泉州救命救急センター / 泉佐野市】

【りんくう総合医療センター / 泉佐野市】

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う

- ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

大阪府下の特定診療災害医療センターは、以下のとおりである。

【大阪府立成人病センター / 大阪市東成区】

【大阪府立精神医療センター / 枚方市】

【大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター / 羽曳野市】

【大阪府立母子保健総合医療センター / 和泉市】

(3) 町災害医療センター

町災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 本町の医療拠点としての患者の受け入れ
- イ 泉大津市医師会との連携
- ウ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

本町の災害医療センターは、以下のとおりである。

【岸和田市民病院 / 岸和田市】

【医療法人穂仁会聖祐病院 / 忠岡町】

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

【資5(1)】

本町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の確保体制を整備し、調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

本町及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第 4 章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、本町は、「避難行動要支援者支援プラン」を定め、それに沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

上表については、大阪府と大阪府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）に定めたものであり、本町は、本町域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成した。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2 実施者

(1) 避難指示、避難勧告

ア 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、本町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

イ 警察官、海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

エ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

オ 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

カ 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。

(2) 避難準備情報の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

第2 洪水、高潮による避難準備の指示

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では大阪湾に台風が接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

第3 住民への周知

【資3(3)】【資 様式_防災行政無線依頼書】

町長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、本町防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとす。

第4 避難者の誘導等

本町は、住民の避難誘導に際し、大阪府警察(泉大津警察署)の協力を得るとともに、自主防災組織や自治振興協議会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。大阪府が示した指針に基づき、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

また、学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

1 避難にあたっての留意点

- (1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 会社や工場は浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- (3) 非常持ち出し品等は最小限にとどめ、平素から準備しておく。
- (4) 緊急交通路と重複している避難路を利用する場合は、緊急輸送活動等に留意し、避難者の安全確保に努める。

2 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

- (1) 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩により避難する。
- (2) 避難誘導は、なるべく自主防災組織、自治振興協議会単位で行う。
- (3) 避難の誘導にあたっては、病弱者、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、出来る限り早めに事前避難させる。
- (4) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、より安全な一時避難場所等へ移動する。

3 避難路の確保

本町、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (2) 知事は、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)
- (3) 警察官又は海上保安官は、町長(権限の委託を受けた本町職員を含む)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。(水防法第21条)

2 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉大津警察署の協力を得て、可能な限り、防犯等のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域設定の解除

町長は、災害に伴う危険が解消したと認められる場合、避難指示等の伝達と同様にして、速やかに警戒区域の設定を解除する。

第2節 避難所の開設・運営

本町は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難所の開設

【資8(1)】

- 1 町長は、避難収容が必要と判断した場合、安全な避難所を指定するとともに住民に周知し、避難所を開設する。
- 2 町長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員の中から選任し、避難所の開設と避難者の受入れにあたる。
ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者等を開設者とすることができる。
- 3 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請などにより、必要な施設の確保を図る。
- 4 避難所の開設にあたって本町は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- 5 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。
- 6 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉大津警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する。)
 - (1) 開設の日時、場所
 - (2) 箇所数及び受入れ人員
 - (3) 開設期間の見込み
 - (4) 避難対象地区名

第2 避難所の管理・運営

本町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害をうけ居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者名簿を作成するとともに、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況その他避難所の状況等を定期的に一般加入電話、携帯電話、あるいはファックスで報告する。

3 自治振興協議会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所責任者は、自治振興協議会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

4 避難所の管理、運営の留意点

本町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 避難行動要支援者への配慮
特に、要援護高齢者・障がい者等については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は、他の避難者(健常者)等なるべく多くの住民との連絡を確保する。
また、本町は、必要に応じて避難所責任者や社会福祉施設の管理者等と連携して、社会福祉施設への入所(二次的避難)を図る。
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。)

(9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

また、本町は、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第3 避難所の早期解消のための取組み等

本町は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、本町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、大阪府、本町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第4 避難所の閉鎖

- 1 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。
なお、避難者のうち家屋の倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。
- 2 避難所責任者は、町長の指示により、避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。

第3節 避難行動要支援者への支援

本町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 本町は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 本町及び大阪府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

本町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

【資10】

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

本町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、大阪府と協力し、被災した児童やその家族の心的外傷後のストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所(福祉避難所)等

本町は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等（特別養護老人ホーム：ピープルハウス忠岡）への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 広域支援の受け入れ

本町は、避難行動要支援者等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、大阪府を通じて国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域的な調整を受ける。

第4節 広域一時滞在

本町が被災した場合、本町は災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、本町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、本町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本町からの要求を待ついとまがないときは、本町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を本町に代わって行う。

また、大阪府が他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。本町が大阪府からの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

本町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第 5 章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

本町は、救助・救急・消火、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

泉大津警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

【資10】

1 緊急交通路の確保

大阪府、本町、大阪府警察（泉大津警察署）及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

(1) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、緊急交通路を指定する必要がある場合には、大阪府、本町、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

大阪府、本町、大阪府警察（泉大津警察署）及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び泉大津警察署に連絡する。

イ 交通規制

道路管理者は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察（泉大津警察署）と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 同 第4項

ウ 道路啓開

道路管理者は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、大阪府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき、次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(3) 交通規制の標識等の設置

泉大津警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(4) 緊急交通車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、泉大津警察署で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、直ちに自動車車検証等の必要書類を泉大津警察署又は大阪府危機管理室に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

2 緊急交通路の周知

本町及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるために、住民への周知を行う。

3 輸送手段の確保

本町は、避難者の輸送又は災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、本町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

4 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

第2 水上輸送

【資10】

1 輸送手段の確保

本町は、大阪府、泉大津警察署、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、水上輸送による緊急輸送活動を行う。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

第3 航空輸送

【資10】

1 輸送基地の確保

- (1) 本町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 本町及び大阪府は、大阪市消防局、泉大津警察署、自衛隊と協議し、開設する災害用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

本町は、大阪市消防局、泉大津警察署、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)、自衛隊の協力を得て、航空輸送による緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を本町及び大阪府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防本部、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設(本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社)

ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防本部、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 港湾施設・漁港施設(大阪府)

ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防本部、泉大津警察署、岸和田海上保安署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各施設管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じ広報する。

(2) 道路施設(本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社)

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して、応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じ広報する。

(3) 港湾施設、漁港施設(大阪府)

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。

イ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、余震又は大雨による浸水、地すべり及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

本町及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速かに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

本町及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を鳳土木事務所、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

鳳土木事務所は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

(2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。

(3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 その他公共土木施設

(1) 本町及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

(2) 大阪府、本町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

(3) 大阪府、本町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋梁、アンダーパスなど道路施設

(1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する

(2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

本町は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 庁舎等

防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

3 防災行政無線

防災行政無線を点検し、機能に支障がある場合は、速やかに復旧措置を講ずる。

第3 応急工事

公共土木施設、公共建築物等の施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

本町及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 民間建築物

本町は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、被災建築物応急危険度判定を実施する。実施にあたっては大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

(1) 本町は、宅地の被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。

(2) 実施にあたっては、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

第2 危険物等(危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設)

1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、本町は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、本町は必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、本町は必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を本町教育委員会を經由して大阪府教育委員会に報告する。

本町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、大阪府に報告する。なお、電力、ガス、通信事業者は、生じた被害により本町域に影響を与える場合については、本町にも報告する。
- 2 各水道事業者、大阪広域水道企業団、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

【資7】

1 上水道

(1) 応急措置

本町及び大阪府は、被害の拡大が予想される場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、本町消防本部、泉大津警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水

ア 本町及び大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。

ウ 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、本町のホームページ上に応急給水の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道

(1) 応急措置

- ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、本町消防本部、泉大津警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急対策

- ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力(関西電力株式会社岸和田営業所)

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府、本町、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

4 ガス(大阪ガス株式会社導管事業部)

(1) 応急措置

大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、本町及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高い物から応急供給を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- エ 復旧用資材置場及び復旧拠点の用地確保について、本町に要請し、その確保を図る。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを本町並びに関係機関に伝達し、広報する。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社(大阪支店)、KDD I 株式会社(関西総支社))

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる(西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農林水産関係応急対策

本町は、大阪府、農業協同組合及び漁業協同組合等と協力し、農林水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

本町、府及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

本町は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

第2 漁港施設

本町及び漁業協同組合は、漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、漁港を管理する大阪府に対して、機能を維持するための応急措置を要請する。

第3 農作物

1 技術の指導

本町、大阪府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

本町は、府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、大阪府、本町は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

府は、本町のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

大阪府、本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、大阪府、本町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

町長は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、その旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用を申請する。

第1 災害救助法の適用基準

【資11】

災害救助法の適用は、災害による本町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 住家が滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、50世帯以上に達した場合。
- (2) 大阪府域内の滅失世帯の数が2,500世帯以上であって、本町域の滅失世帯の数が25世帯以上に達した場合。
- (3) 大阪府域内の滅失世帯の数が12,000世帯以上であって、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とし、かつ、本町域内で多数の世帯の住家が滅失した場合【法施行令第1条第1項第3号後段】
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、若しくは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、又は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、若しくは被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合【法施行令第1条第1項第4号後段】。

滅失世帯の算定基準は、以下のとおりとする。

全壊（全焼・流失）世帯	1	世帯＝滅失世帯	1	世帯
半壊（半焼）世帯	2	世帯＝滅失世帯	1	世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって 一時的に居住困難な世帯	3	世帯＝滅失世帯	1	世帯
〔注〕床下浸水、一部損壊は換算しない				

第2 災害救助法の適用手続き

- 1 町長は、本町における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、災害救助法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、災害救助法の適用を要請する。

- 2 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について、知事の指揮を受けなければならない。
- 3 知事が、救助を迅速に行うため必要であると認めて、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任した場合は、町長が災害救助法に基づく救助を行う。また、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は次のとおりである。

- 1 町長が事前委任を受けて実施する救助
 - (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与
 - (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 学用品の給与
 - (8) 埋葬
 - (9) 死体の捜索及び処理
 - (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 2 知事が実施する救助（ただし、必要に応じて大阪府から委任を受けた場合は、町長がこれを行う。）
 - (1) 応急仮設住宅の供与（設置場所は本町が提供）
 - (2) 生業に必要な資金、器具若しくは資料の給与又は貸与

第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」及び「災害救助法による実費弁償の額」（別記）に示すとおりであるが、救助の期間については、災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

(別記)

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

(平成 26 年改正)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき310円以内 (加算額) 1 冬期 別に定める額を加算 2 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 学校、文化会館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 3 輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に供与する。	1 規模 1戸当たり29.7㎡を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	完成の日から2年以内	1 平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を2人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置 4 賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 5 府外からの輸送費は別枠とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 1人1日(3食)あたり1,040円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合 3日以内を現物により支給することができる(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物による 2 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費 3 食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。 2 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったものを含む)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月) 冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料					
		(単位:円)							
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊、全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊、半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
			冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置する 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者が、病院若しくは診療所又は施術所において行うことができる	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 次の範囲内において行う イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 2 患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班などによる場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 3 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である者	居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1 世帯につき 547,000円以内	災害発生の日から1月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業費：1件につき30,000円 就職支度費：1件につき15,000円	災害発生の日から1月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるもの。 2 貸与期間は2年以内で、利子は無利子とする。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校等の生徒等 被害の実情に応じ、右に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う	1 教科書 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校の児童1人につき 4,100円 中学校の生徒1人につき 4,400円 高等学校等の生徒等1人につき 4,800円	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合の個々の実情に応じて支給する。 小学校の児童、中学校の生徒、高等学校等の生徒等には、それぞれ特別支援学校、中等教育学校、定時制の課程及び通信制の課程、専修学校、各種学校、高等専門学校等の児童、生徒、学生を含む

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う	1体につき 大人(12歳以上) 193,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 次の範囲内において、原則として現物をもって行う。 イ 棺(付属品を含む) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む) ハ 骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 運送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理を行う。 次の範囲内において行う イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体につき 3,400円以内 死体の一時保存 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき 5,200円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によって行う 2 救護班により検案できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内 3 輸送費、人件費は別途計上
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	1世帯につき 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	1 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。 2 実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

災害救助法による実費弁償の額

	救助業務従事者の区分	実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師 21,700 円 薬剤師 16,600 円 保健師、助産師、看護師及び准看護師 17,100 円 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,600 円 救急救命士 14,100 円 土木技術者及び建築技術者 15,600 円 大工 19,200 円 左官 19,900 円 とび職 21,500 円	日当の額を 7.75 で除して得た額を勤務時間 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 35 号) 第 21 条第 2 項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 37 号) による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内		

* この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

* 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので、その都度、大阪府危機管理室に確認すること

第4節 緊急物資の供給

本町は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

本町は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕、府又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第1 給水活動

本町は、大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、本町は、大阪広域水道企業団が設置する大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部の給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援の協力を行う。

1 給水の方法

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 配水池および安心給水栓等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) 災害用備蓄水等の配布

2 水道施設の損壊・汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染を防止するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに保全対策を次のとおり実施するものとする。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとるものとする。

ア 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。

イ 水道水が汚染し、飲料水として使用することが不適當なときは、直ちにその使用を禁止、停止及び制限等の措置をとる。

(3) 水道施設の損壊等により、水道水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告を知事に提出する。

3 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度等は、災害救助法が適用された場合に準じる。

4 応援要請

被害が甚大で、町単独での対応策の実施が困難な場合は、速やかに大阪府水道震災対策相互協定に基づく応援要請を行う。

第2 食料の供給

【資9(6)】

本町は、災害が発生したときには、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 調達方法

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(1) 避難所毎の必要量算定

(2) 災害用備蓄物資の供給

(3) 協定締結している物資の調達

2 供給方法

(1) 炊き出しは、避難所に受け入れた避難者、罹災者に対し、各避難所等において実施する。

町長は、各避難所等において、炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに不足する器材等の調達については、町内及び近隣の業者から調達する。

(2) 食料の配給にあたっては、品目、数量等、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施しなければならない。

(3) 食料の供給にあたっては、衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

3 炊き出しその他食料の配給の基準等

炊き出しその他食料の配給の対象者、配給限度、期間等は災害救助法に基づき、定められた基準による。

4 住民等の協力

炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、ボランティア及び婦人会等の協力を得て、実施できるよう協力体制を整備する。

第3 生活必需品の供給

本町は、災害により住宅に被害を受け、日常生活に欠くことができない被服、寝具、毛布、おむつ、生理用品その他の生活必需品を喪失又は棄損し、急場をしのげない者に対し、次のとおり給与又は貸与する。

1 調達方法

本町の備蓄品及び町内の衣料店など関係業者から調達し、さらに不足する場合は、大阪府に対し応援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

生活必需品の範囲

- ・寝具(毛布等)
- ・被服(肌着等)
- ・食器
- ・保育用品(哺乳びん等)
- ・日用品(石鹸、タオル等)
- ・衛生用品(紙おむつ、生理用品等)

2 供給方法

物資の供給にあたっては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで、配給品目の破損等を明らかにした上で、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

3 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

4 住民等の協力

物資配給の実施にあたっては、自主防災組織、ボランティア及び婦人会等の協力を得て、実施できるよう協力体制を整備する。

第5節 住宅の応急確保

本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者等を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

- 1 本町は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 本町は、障害物の除去について、必要に応じ、大阪府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請を行う。

第3 応急仮設住宅の建設

大阪府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、本町と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

ただし、大阪府から委任を受けた場合は、本町が実施する。

- 1 応急仮設住宅の管理は、本町が協力して、これを行う。
- 2 本町が協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の運営管理

本町は、府と協力して、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 公共住宅への一時入居

本町は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、大阪府営住宅、独立行政法人都市再生機構住宅高齢・障害・求職者雇用支援機構忠岡宿舎等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 本町は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 本町は、大阪府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

本町教育委員会は、被災後も学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 教育施設の応急整備

本町教育委員会は、被害を受けた町立小・中学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、本町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の本町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 忠岡町

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め、関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 忠岡町教育委員会

忠岡町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校長及び本町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

本町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

(1) 町立小・中学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

本町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特

別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。) に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

本町教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、学校医及び大阪府和泉保健所、大阪府岸和田子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 応急保育

1 保育児童の安全確保

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急整備

本町は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3 保育児童の健康保持

本町は、被災地区の保育児童に対しては、大阪府和泉保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行う。

第7節 自発的支援の受入れ

本町は、町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 ボランティアの受入れ

本町は、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、本町社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

本町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受付・配分

本町に寄託された被災者あての義援金品の受付・配分は、次により行う。

1 義援金

(1) 受付

本町に寄託された義援金は、いきがい支援課があらかじめ定めた窓口において受ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等は、関係する機関が協議して決定する。

イ 本町は、大阪府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

本町は、あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

本町は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

第3 海外からの支援の受入れ

本町は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

2 支援の受入れ

(1) 本町は、大阪府と連携して、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 本町は、大阪府と連携して、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

本町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

本町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、大阪府と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

- 1 本町は、大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒の措置(感染症法第27条)
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - (3) 避難所の防疫指導
 - (4) 臨時予防接種(予防接種法第6条)
 - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 本町は、自らの防疫活動が十分でないとき、大阪府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 被災者の健康維持活動

本町は、大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

- 1 巡回相談等の実施
 - (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
 - (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
 - (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(4) 大阪府の助言を得ながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 動物保護等の実施

本町は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

本町は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

本町は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣、避難所から動物保護施設への動物の受入れの調整等について、府の支援を受ける。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、大阪府警察等の関係者と連携して、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

本町は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

【資5(2) 【資10】

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込を勘案し、避難所をはじめ、被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

【資5(2) 【資10】

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つよう努める。
- (5) 必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第3節 遺体の処理、火葬等

本町は、大阪府警察（泉大津警察署）及び第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）と連携し、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとるものとする。

第1 遺体の処理及び火葬

【資5(3)】

- 1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 身元不明の遺体については、大阪府警察（泉大津警察署）その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、本町が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (3) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
 - (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- 4 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
 - (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
 - (8) 自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第2 応援要請

本町は、遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、大阪府が作成する広域火葬計画に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

本町は、大阪府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

本町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動の強化

泉大津警察署は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

本町は、大阪府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

本町は、大阪府と連携を図り、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

本町は、大阪府と連携を図り、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、大阪府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総 則

第1 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

第2 基本方針

本町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられた際の対応は、警戒態勢を確立して災害に備えることと、日常生活及び社会生活に混乱を来たさないよう、地震関連情報の収集と広報に努めることに重点を置く。

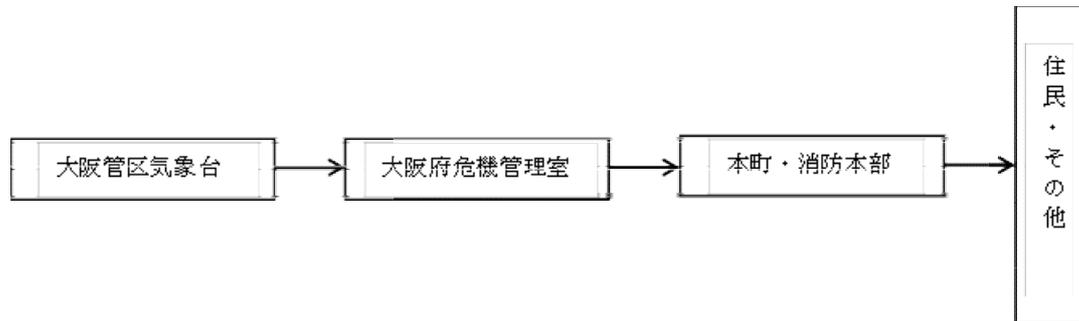
- 1 警戒宣言が発せられている間においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止に努めることにより、町民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 3 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 4 町民や事業者に対しては、警戒宣言が発せられた際の対処に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
- 5 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 6 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

本町及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

本町は、職員の待機、非常配備など対策(警戒)本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。本町消防本部においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられたときの対応措置

本町は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

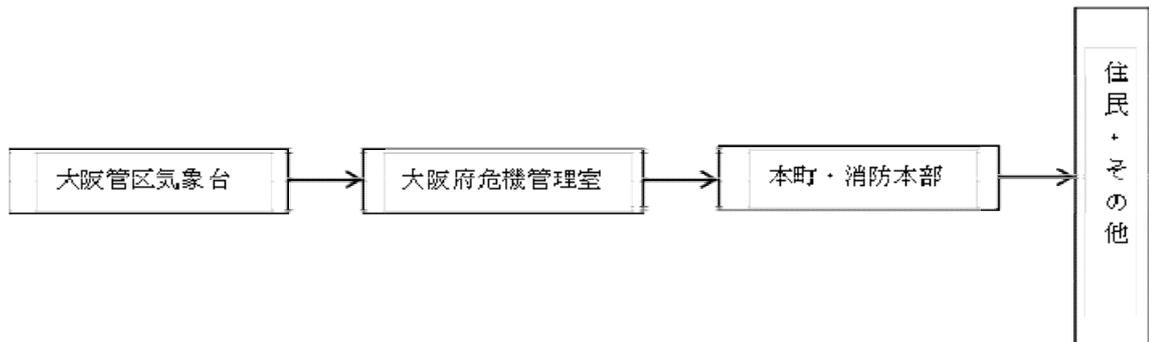
第1 東海地震予知情報等の伝達

1 職員に対する措置

東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、直ちに町長に報告するとともに、各部に伝達するものとする。伝達を受けた各部長は、速やかに職員にその内容を周知させ、併せて迅速に関係機関等及び住民等に伝達する。

2 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

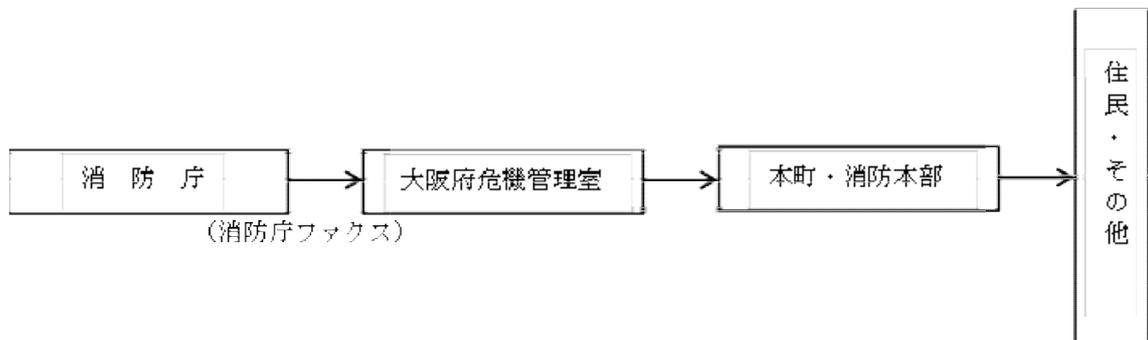


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

3 警戒宣言

(1) 伝達系統



- (2) 伝達事項
 - ア 警戒宣言
 - イ 警戒解除宣言
 - ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

本町は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 本町は、震度予想や地域の実情に応じて、災害警戒本部を設置する。
- (2) 本町は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策(警戒)本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

大阪府、本町及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

大阪府警察、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

本町は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

大阪府警察及び第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

本町、大阪府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

9 本町における地震災害警戒態勢の配備

(1) 町長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、地震災害警戒態勢をとるものとする。

(2) 地震災害警戒態勢の組織・運営の方法については、「第1章第1節組織動員」に定める。

10 活動事項

(1) 配備の確認

ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。

イ 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 出動の準備

ア 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。

イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 警戒活動

地震発生に備えて、次の措置を講ずる。

- ア 迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。
- イ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保、点検を行う。
- ウ 道路・河川等の巡回、点検を行う。特に危険が予想される箇所に係る住民については、本町は、関係機関と連携し、避難所等に事前に避難させる。
- エ 生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。
- オ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力、ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。
- カ 避難行動要支援者の状況を把握する。
- キ 出張事務等をできる限り抑制する。
- ク 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、本町の所有する車両の使用を抑制する。
- ケ 学校、医療機関、社会福祉施設等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任のある立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

本町は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業者、旅行者等に対し、混乱することなく必要な防災措置を講ずるよう周知するとともに、本町が行う措置に協力するよう要請する。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 身の安全確保の方法、出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 本町や本町消防本部等への問い合わせ、照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ 流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (5) 避難時の注意
- (6) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (7) 非常用持ちだし品の用意
- (8) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

- (1) 本町は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 本町は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 本町の所有する車両、消防自動車等による巡回広報を行う。
- (4) 自治振興協議会掲示板等への広報資料の掲示等を行う。
- (5) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

事故等災害応急対策

この編は、第1節から第6節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、本町は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、他の防災関係機関と相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

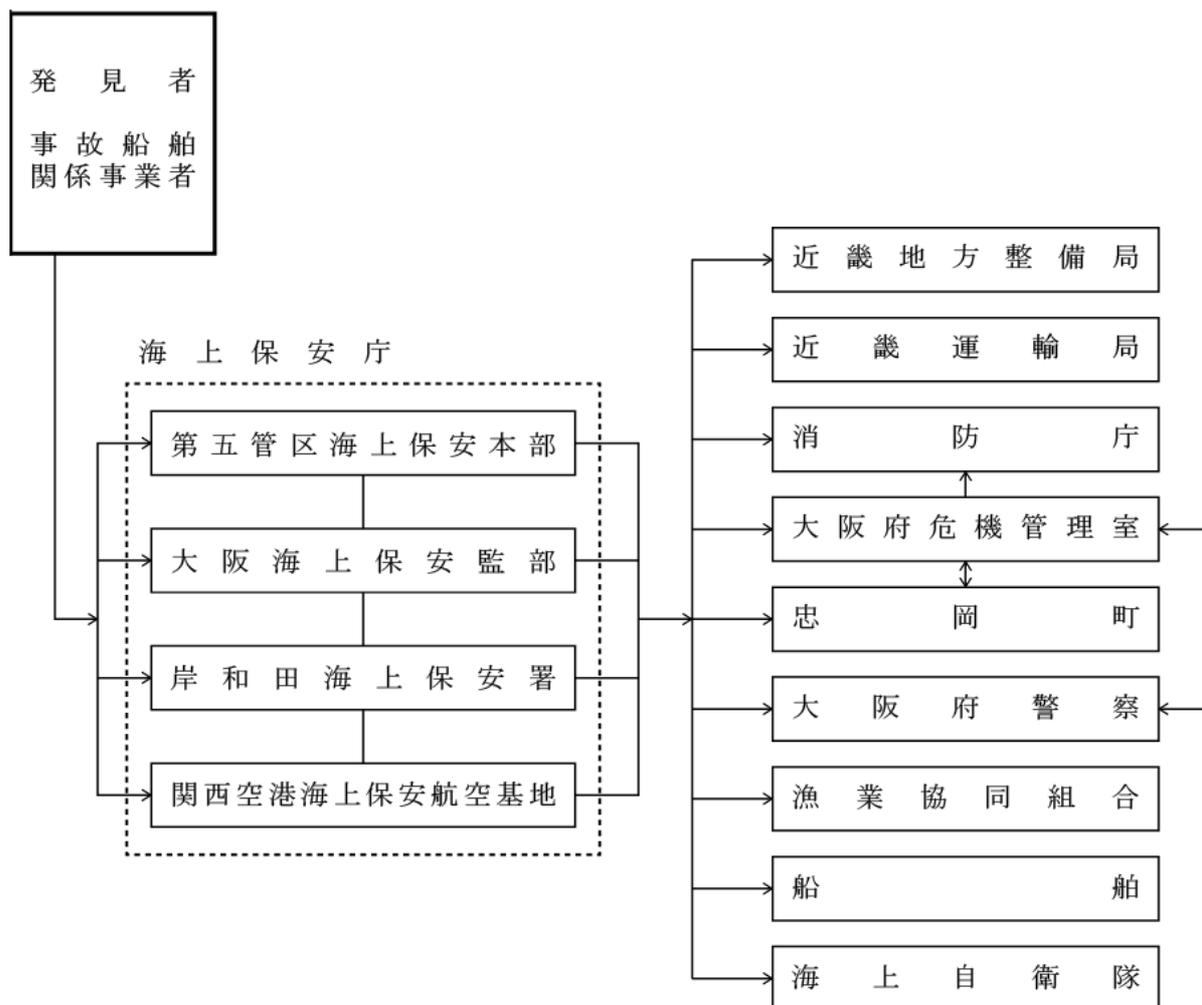
第1節 海上災害応急対策

本町、大阪府その他の防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第2 事故発生時における応急措置

【資10】

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、危険物等の流出拡散防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、油の移し替え、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置を行う。

1 乗組員等の救出

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）は関係機関と協力し、事故船舶の乗組員、事故による負傷者等の救助を行う。

2 災害広報

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、住民等及び臨海部における在泊船舶、通航船舶等の安全確保を図るため、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民等への周知

本町及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民等の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

3 流出油等の防除措置

(1) 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

(2) 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。

また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部等と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

(3) 第五管区海上保安本部等からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部等、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

- (4) 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。
- (5) (4)の場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。
- (6) 本町は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

本町及び第五管区海上保安本部は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

ア 沿岸に停泊又は航行中の船舶火災については、第五管区海上保安本部等が消火活動にあたる。

イ 係留中の船舶火災については、本町消防本部は、船舶火災の消火に関する業務協定にもとづき、大阪海上保安監部等及び泉大津警察署その他の協力のもとに、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

- ・海上(消防艇)及び陸上(本町消防本部)からの消火活動
- ・危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置
- ・消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき、関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

(2) 沿岸部の火災

本町は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第3 事故対策連絡調整本部の設置

ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合、本町は、関係機関相互の連絡を緊密にし、さらに、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

本町(消防本部を含む)、第五管区海上保安本部等、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

第五管区海上保安本部等又は事故現場に近い適当な場所、若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ、必要な調整を図る。

- (1) 被害状況、災害応急対策実施状況に関する事。
- (2) その他各機関等が事故対策連絡調整本部への報告することが適当と認める事項に関する事。

第2節 鉄道災害応急対策

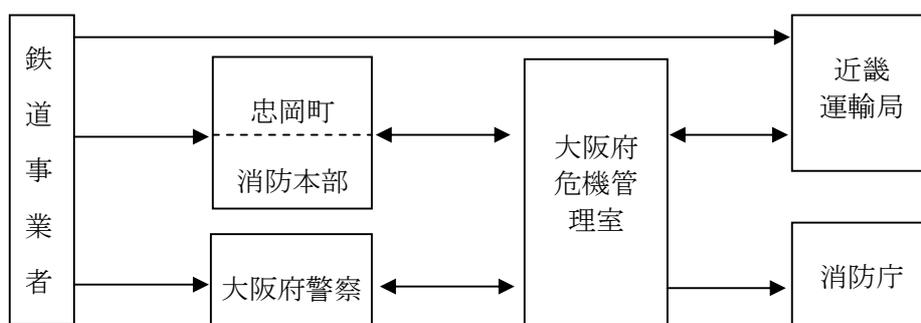
鉄道事業者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

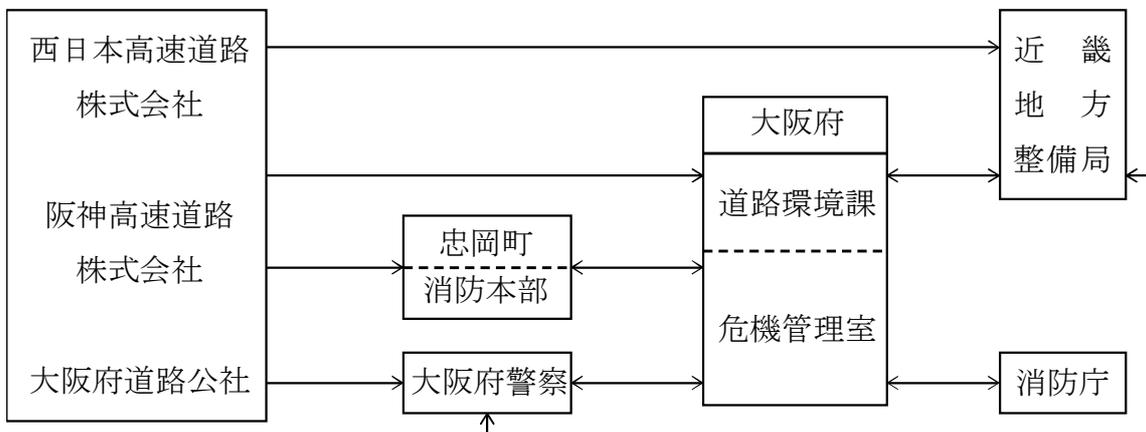
第3節 道路災害応急対策

道路管理者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

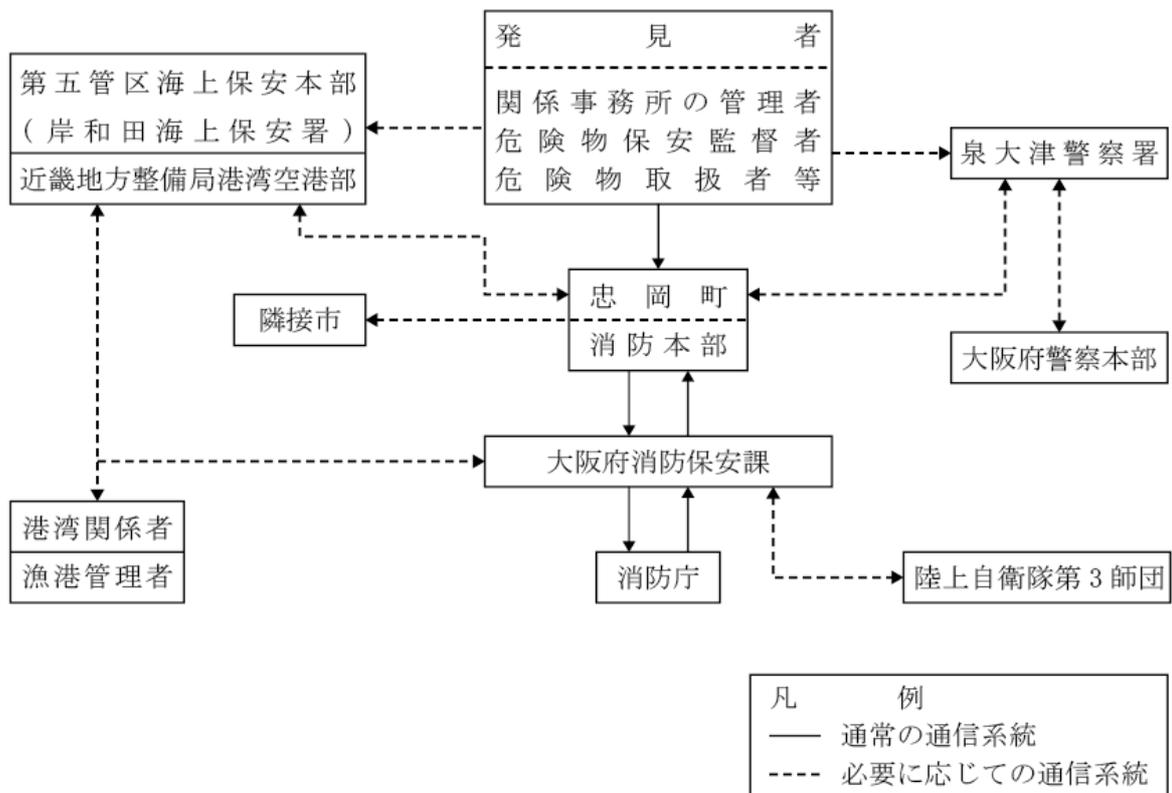
第4節 危険物等災害応急対策

本町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町

- (1) 本町は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 本町は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

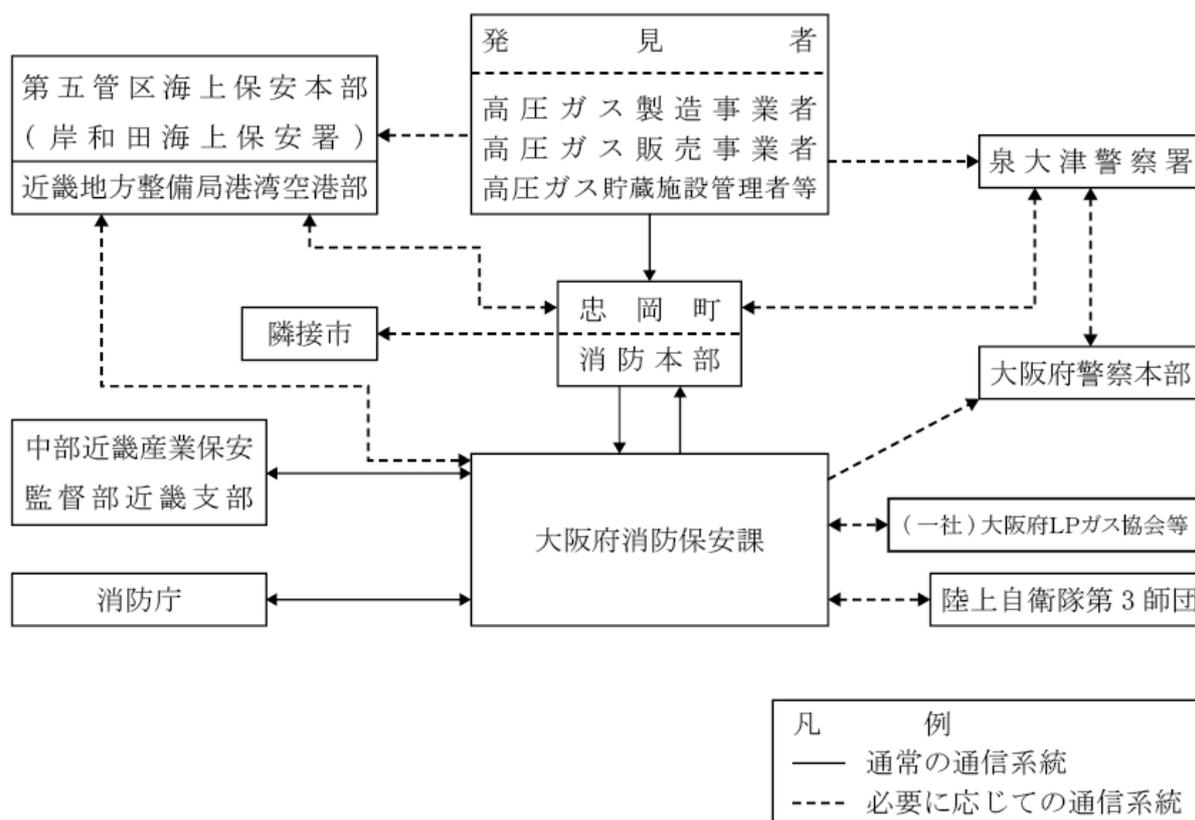
3 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、本町にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町

本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

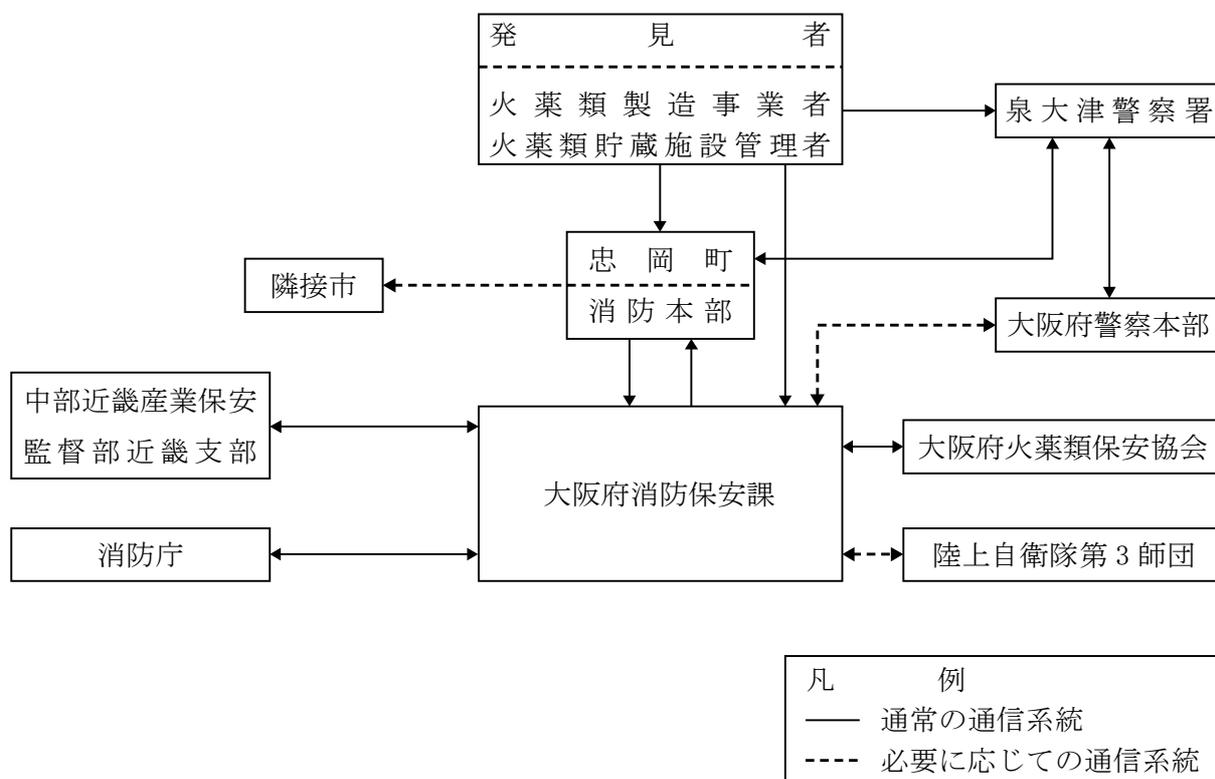
3 事業者

- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町

本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

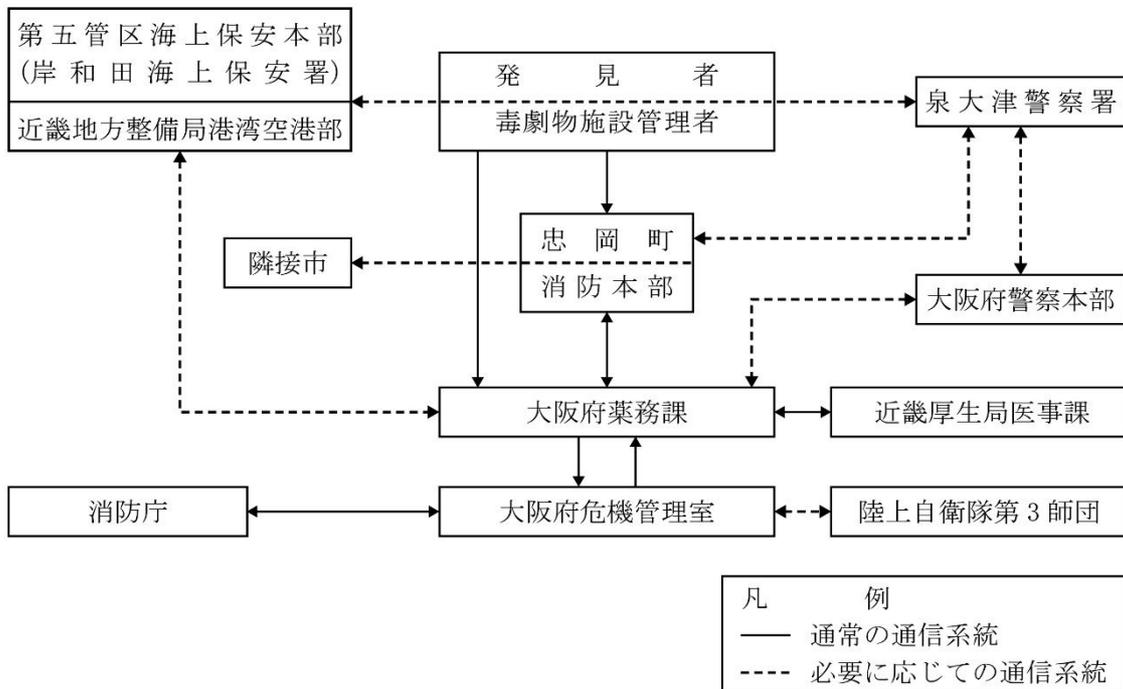
3 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町

本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 本町

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている本町は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

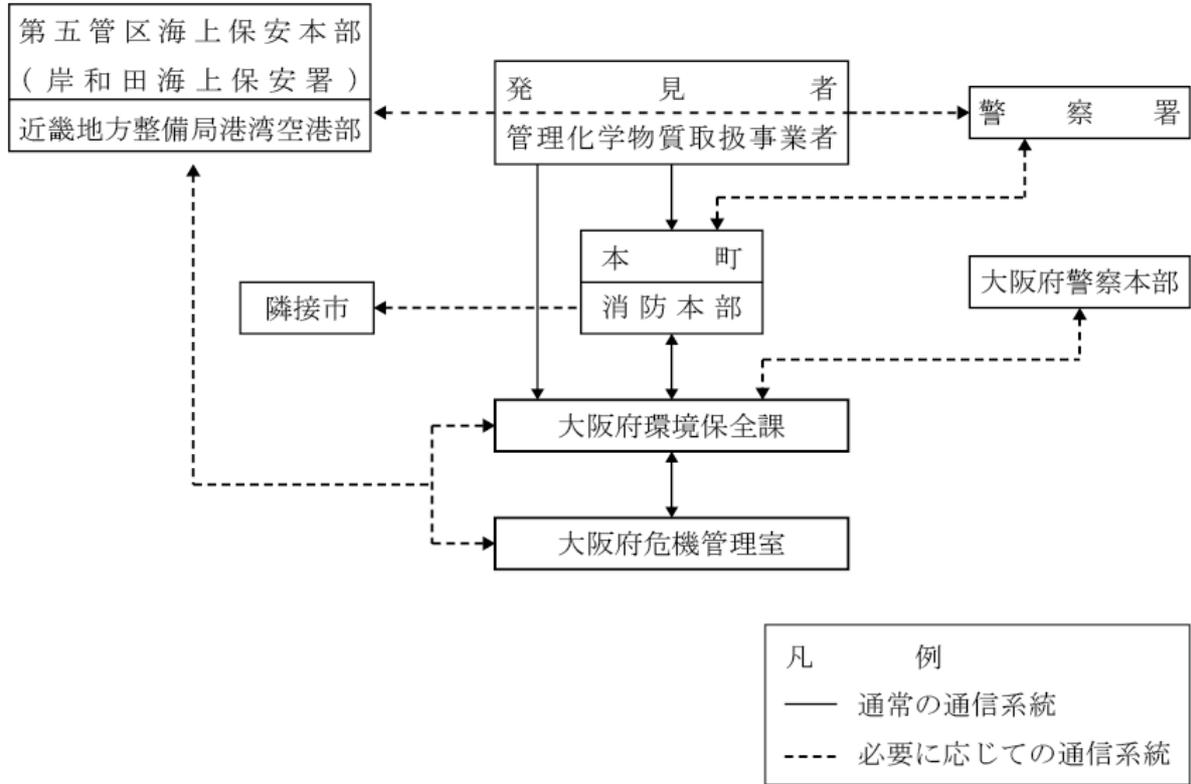
3 大阪府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、大阪府及び本町にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



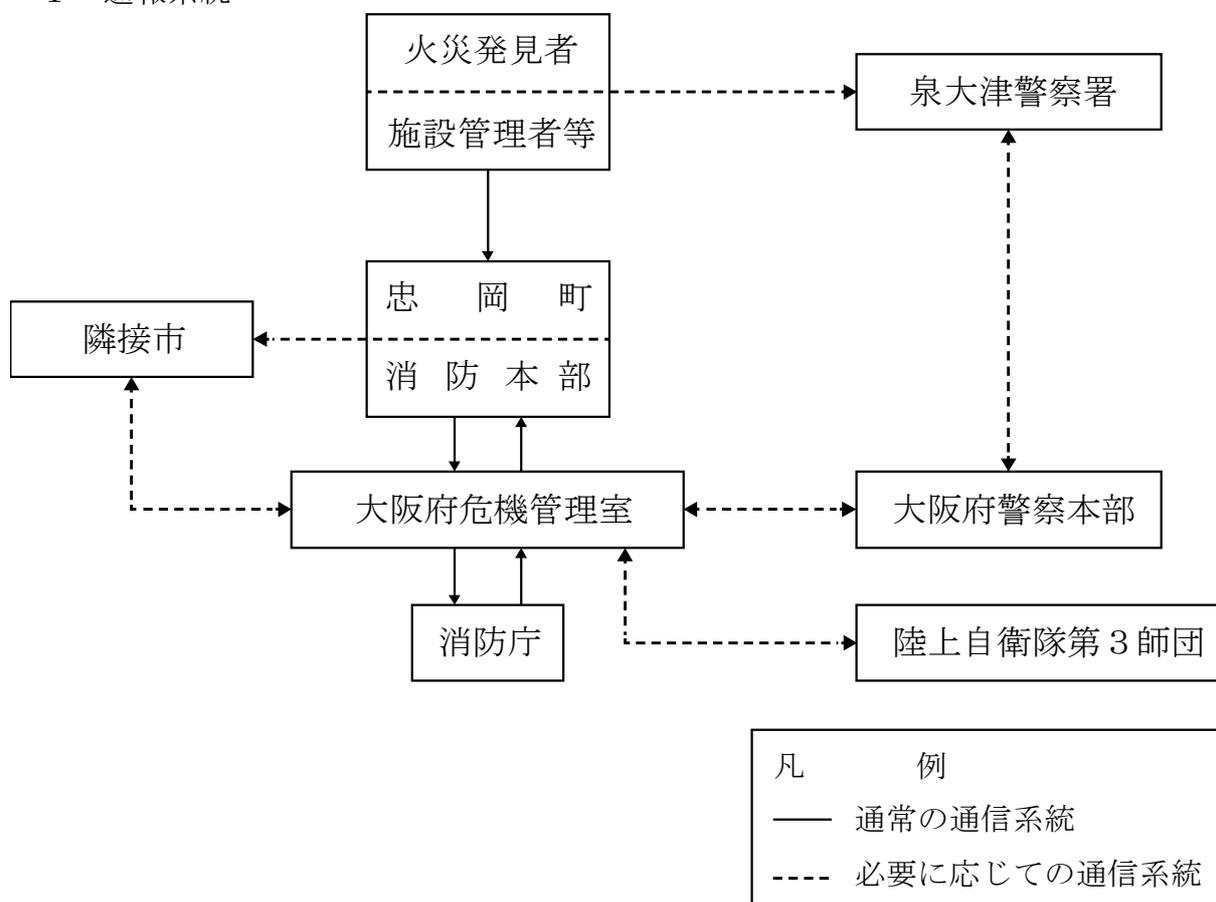
第5節 高層建築物、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、本町は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第2 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は町長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地頂上部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

2 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、本町火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知 【資 防災行政無線依頼書】

本町は、本町防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 本町

本町は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険個所に要員を配置するなど、泉大津警察署等と協力して、安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

本町消防本部は、災害の状況に応じ消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、本町単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市、大阪府、泉大津警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)に応援を要請する。

第4 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、災害現場及びその周辺のガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、本町消防本部の現場最高指揮者に連絡のうえ行うなど、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

第5 高層建築物等の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物等の管理者等は、本町消防本部へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、消防計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第6節 その他災害応急対策

忠岡町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、本町及び関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第4編 災害復旧・復興対策編

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の町民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

本町は本町域が被災した場合、府が行う被害調査(直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項)に協力する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

被災箇所は、原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上、改良を要すると認められる箇所については、検討のうえ、復旧事業計画を樹立する。復旧事業の種類は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - a 河川災害復旧事業
 - b 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市排水施設災害復旧事業
 - ウ 公園等施設災害復旧事業
 - エ 堆積土砂排除事業
- (3) 農業水産施設災害復旧事業
- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 上水道災害復旧事業
- (6) 下水道災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業

- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 病院等災害復旧事業
- (10) その他事業

2 復旧事業計画作成の基本方針

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- イ 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの。

(2) 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 堤防、護岸・河川の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- イ 堤防、護岸等の決壊で破堤の恐れのあるもの。
- ウ 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの。
- エ 護岸及び水門等の全壊又は半壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずる恐れのあるもの。

(3) 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるよう関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的な建築の基本計画を検討のうえ、新改築工事を施工する。

(4) 水道施設

水道施設の復旧は、関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し、給水できるよう実施する。

(5) 農林等

農地及び農林用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、町長は、法令の定めるところにより、災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行うものとする。

(6) その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査したうえで緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。

3 復旧完了予定時期の明示

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

本町は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう要請する。

第4 激甚災害指定による財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

本町が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合で、かつ本町の工事の実施体制等の実情に照らして、円滑かつ迅速な復興が困難な状況にあると認められるときは、本町に代わって府が工事を行うよう府に要請する。

第2節 被災者の生活確保

府及び本町は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

【資9(4)】 【資9(5)】 【資12】

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

本町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

- (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
 - ア 本町において5世帯以上の住家が滅失した災害
 - イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
 - ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害
- (2) 次の場合、支給を制限する。
 - ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

大阪府、本町及び忠岡町社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

本町は、自然災害により町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

忠岡町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、本町内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

【資 様式__罹災証明書】

本町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。その際、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じて、府より被災者に関する情報の提供を受ける。

第4 住宅の確保等

本町は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 住宅復興計画の策定

府及び本町は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

2 公共住宅の供給促進

府及び本町は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け有料賃貸住宅のあっ旋を行う。

3 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金(建設・補修)の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

本町は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

大阪府は、本町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

本町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生

した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害。
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る。)

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
- ・上記(3)④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

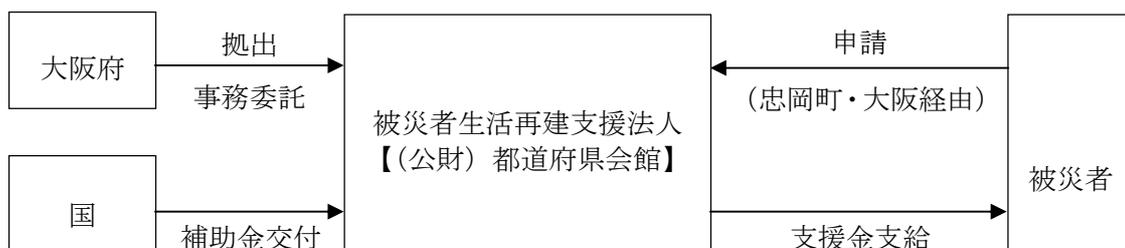
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く) 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は大阪府であるが、支援金の支給に関しては、大阪府から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、大阪府により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第6 本町によるその他の金融措置

1 町税の徴収猶予及び減免

本町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は町税条例により町税の緩和措置として、事態に応じた納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において町税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、町民税、固定資産税、都市計画税の減免及び納税義務の免除を行う。

第7 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

(1) 本町は、消費生活必需品をはじめ、各種商品の在庫量を把握し、不足量については、国、大阪府、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2) 各鉄道、道路管理者、港湾施設管理者は、速やかに施設の復旧に努め、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

本町は、生活関連物資等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

3 商店等の営業再開

市場、大型量販店及び小売店等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

本町は、これら府の措置の実施に協力し、本町における被災した中小企業の早期復旧を促進する。

第1 府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための融資制度を実施する。
- 4 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市町村等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

本町は、これら府の措置の実施に協力し、本町における被災した農林漁業関係者の早期復旧を促進する。

第1 府の措置

- 1 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林漁業関係者の既借入金の前償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下、「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

- 1 天災融資資金(天災融資法)
 - (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
 - (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。
- 2 農林水産業資金
株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。
- 3 大阪府農林漁業経営安定資金
融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道（本町、大阪広域水道企業団）

(1) 復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、本町ホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

2 下水道（大阪府、本町）

(1) 復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況などを掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4 ガス(大阪ガス株式会社導管事業部)

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社大阪支店、KDD I 株式会社関西総支社)

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝(近畿地方整備局、大阪府、本町)

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び本町のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送(日本放送協会、民間放送事業者)

(1) 復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道(鉄道事業者)

(1) 復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路(近畿地方整備局、大阪府、本町)

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び本町のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、大阪府、本町は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、大阪府、本町は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 本町における復興に向けた取組み

第1 復興対策本部の設置

本町は、大規模災害等により本町域が壊滅的な災害を受け、甚大な被害が発生したことにより、本町域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 基本方針の決定

本町は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに府が定める「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく都道府県基本方針に即して、以下の事項を含む復興の基本方針を定める。

- 1 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 大規模災害からの復興のために、町が実施すべき施策に関する方針
- 3 町における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第3 復興計画の策定

本町は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めるものとする。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定める。

また、本町は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

第4 復興計画策定の方向

本町は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 本町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関

する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項